

全国高等専修学校協会 令和6年度定例総会

高等専修学校をめぐる 最近の動向について

文部科学省総合教育政策局専修学校教育振興室



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

～ 目次 ～

0. 高等専修学校の現状
1. 令和6年度専修学校関係予算
2. 閣議決定文書等
3. 広報
4. 専修学校の質の保証・向上
5. その他

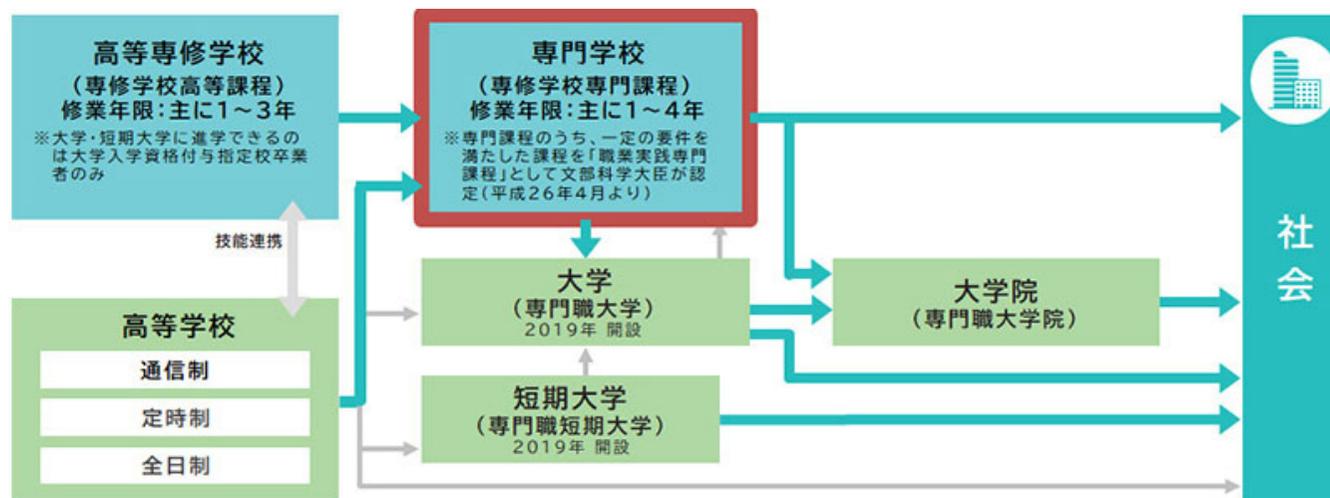
0. 高等専修学校の現状

専修学校について

◆ 専修学校の特徴

- ✓ 社会の変化に即応した**実践的な職業教育機関**。また、修業年限や教員構成などが大学に比べて自由度が高い。
- ✓ 各種国家資格の指定養成施設。人手不足の業界に対し、**エッセンシャルワーカー**を輩出。(30以上の国家資格の学歴要件。看護師、介護士、理学療法士、自動車整備士、理容師・美容師、調理師などの多くを輩出)
- ✓ 大学等に比べ、**卒業生の地域への就職率が高い**。

◆ 専修学校の制度的位置づけ



◆ 専修学校の現状

区分	学校数	生徒数
高等課程	386校	33,150人
専門課程	2,693校	555,342人
一般課程	140校	19,459人
総計	※ 3,020校	607,951人

出典：令和5年度学校基本統計（令和5年5月1日現在）
※学校数の総計は、それぞれの課程の重複を除く。

◆ 他の高等教育機関との比較

区分	専修学校 専門課程	大学	短期大学
進学率	21.9%	57.7%	3.4%

出典：令和5年度学校基本統計（令和5年5月1日現在）

※大学、短期大学への進学率はそれぞれ学部、本科への進学率。
※進学率はそれぞれ高等教育機関への入学者に占める割合。

高等課程を置く専修学校の状況

1. 高等専修学校の分野別学科数、入学者数、生徒数

分野	合計	工業	農業	医療	衛生	教育・ 社会福祉	商業実務	服飾・ 家政	文化・ 教養
学科数	502 (100%)	33 (6.6%)	1 (0.2%)	90 (17.9%)	173 (34.5%)	13 (2.6%)	67 (13.3%)	60 (12.0%)	65 (12.9%)
入学者数	13,161 (100%)	1,551 (11.8%)	48 (0.4%)	2,828 (21.5%)	2,271 (17.3%)	298 (2.3%)	2,835 (21.5%)	804 (6.1%)	2,526 (19.2%)
生徒数	33,150 (100%)	4,347 (13.1%)	125 (0.4%)	5,995 (18.1%)	5,016 (15.1%)	874 (2.6%)	7,714 (23.3%)	2,239 (6.8%)	6,840 (20.6%)

(令和5年度学校基本調査)

2. 在籍生徒の最終学歴について

	在籍生徒の最終学歴											合計
	中学卒業	高校中退	高校卒業	高等課程卒	高専卒	短大卒	大学卒	大学中退	専門課程卒	高卒 認定試験	その他	
高等課程	19,849	587	4,006	707	25	358	624	68	158	48	174	26,604
	74.6%	2.2%	15.1%	2.7%	0.1%	1.3%	2.3%	0.3%	0.6%	0.2%	0.7%	100.0%

(令和5年度文部科学省調べ)

3. 卒業後の状況について

課程	卒業生数	うち就職者数			うち進学者数						左記以外
		就職者 (正規)	就職者 (非正規)	一時的な 仕事	大学	短期大学	高等専門 学校	専門学校	大学院	その他	
高等課程	11,733	5,171 (44.1%)	243 (2.1%)	375 (3.2%)	970 (8.3%)	206 (1.8%)	106 (0.9%)	3,292 (28.1%)	0 (0.00%)	169 (1.4%)	1,201 (10.2%)

(令和5年度文部科学省調べ)

修業年限別・分野別学科数割合

1. 修業年限別学科数の割合

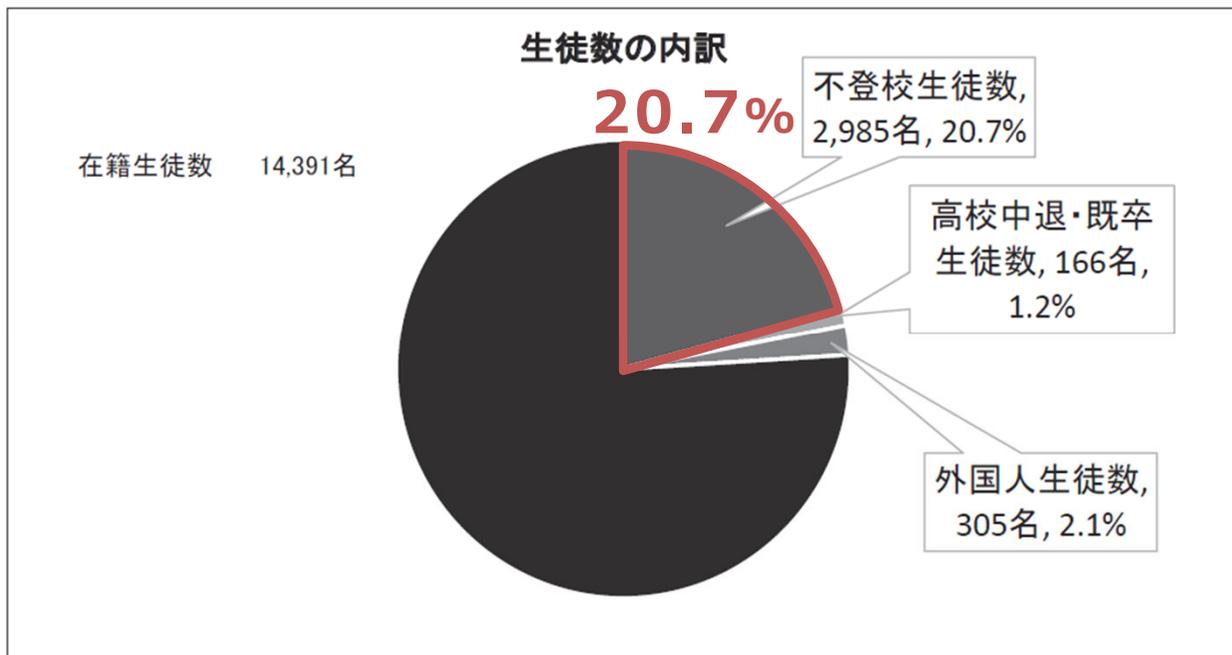
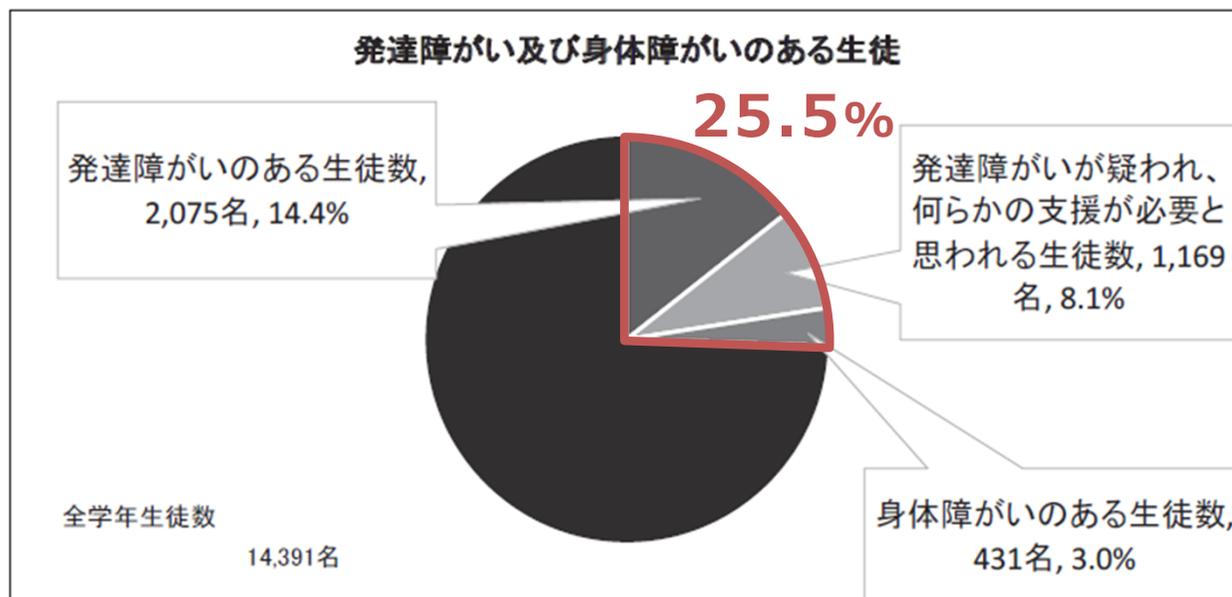
	1年制	2年制	3年制	4年制	計
学科数	57	164	276	5	502
学科数の割合	11.4%	32.7%	55.0%	1.0%	100.0%

2. 修業年限別分野別学科数の割合

	1年以上2年未満		2年以上3年未満		3年以上4年未満		4年以上		計	
	学科数	割合	学科数	割合	学科数	割合	学科数	割合	学科数	割合
工業関係	0	0.0%	1	3.0%	32	97.0%	0	0.0%	33	100.0%
農業関係	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	1	100.0%
医療関係	0	0.0%	88	97.8%	0	0.0%	2	2.2%	90	100.0%
衛生関係	54	31.2%	72	41.6%	47	27.2%	0	0.0%	173	100.0%
教育・社会福祉関係	0	0.0%	0	0.0%	13	100.0%	0	0.0%	13	100.0%
商業実務関係	3	4.5%	0	0.0%	64	95.5%	0	0.0%	67	100.0%
服飾・家政関係	0	0.0%	2	3.3%	55	91.7%	3	5.0%	60	100.0%
文化・教養関係	0	0.0%	1	1.5%	64	98.5%	0	0.0%	65	100.0%

(出典) 令和5年度学校基本調査

特別支援が必要な在籍者、不登校経験者



出典：令和3年度高等専修学校の実態に関するアンケート調査

1. 令和6年度専修学校関係予算



文部科学省

令和6年度 専修学校関係予算

() は前年度予算額

専修学校教育の振興に資する取組

22億円 (22億円)

【人材養成機能の向上】

新規 地方やデジタル分野における専修学校理系転換等推進事業

3.3億円 (新規)

IT人材その他理系人材の不足等に対応していくため、最新の技術動向や市場ニーズに即したカリキュラムの調査・設計等の取組を支援することで、専修学校における学科の「理系転換」等の再編を推進する。

新規 専修学校の国際化推進事業

2.5億円 (新規)

専修学校において、外国人留学生の戦略的受入れの促進と円滑な就職、その後の定着までを見据えた就職先企業との連携に関するモデルを構築するとともに、国際化に向けた体制整備を行う。

新規 高等専修学校における多様な学びを保障する先導的研究事業

1.2億円 (新規)

高等専修学校に求められる職業教育機能を強化し、「学びのセーフティネット」としての役割を果たすために必要となる事項について整理するとともに、モデルとなるカリキュラム等の開発、普及啓発を行う。

☆ 専門職業人材の最新技能アップデートのための専修学校リカレント教育

(リ・スキリング) 推進事業

4.0億円 (4.0億円)

専修学校と企業・業界団体等が連携し、各職業分野において受講者の知識・スキルを最新のものにアップデートできるリカレント教育のコンテンツを作成するとともに、業界団体を通じて教育コンテンツの情報提供を行う体制を作るモデルを構築する。

☆ 専修学校による地域産業中核的人材養成事業

9.5億円 (11.0億円)

中長期的に必要な専門的職業人材の養成に係る新たな教育モデルの構築等を進めるとともに、地域特性に応じた職業人材養成モデルの開発を行う。

- ・専門学校と高等学校の有機的連携プログラムの開発・実証
- ・専修学校と業界団体等との連携によるDX人材養成プログラム

【質保証・向上】

☆ 職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進

1.4億円 (1.4億円)

専修学校における研修プログラム開発や研修体制づくり等による教育体制の充実を図るとともに、先進モデルの開発等による職業実践専門課程の充実に向けた取組や教学マネジメントの強化の推進等を通じて、職業教育の充実及び専修学校の質保証・向上を図る。

☆ 専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業

0.4億円 (0.4億円)

専門学校や高等専修学校が担う職業教育等の魅力発信力を強化するため、効果的な情報発信の在り方について検討・検証を行う。

専修学校の教育体制及び施設整備等に関する取組

3億円 (5億円)

令和5年度補正予算額 2.7億円

☆ 私立学校施設整備費補助金

- ・学校施設等の耐震化、アスベスト対策等に係る経費を補助
- ・教育装置、ICT活用等に係る経費のほか、太陽光発電の導入等のエコ改修等の学校環境改善に係る経費を補助

☆ 私立大学等研究設備整備費等補助金

新型コロナウイルス感染症等対策を講じながら、授業を実施する際に必要な情報処理関係設備の整備に係る経費を補助

専修学校への修学支援に資する取組

344億円 (325億円)

☆ 高等教育(私立専門学校分)の修学支援の着実な実施(こども家庭庁計上)等

344億円 (325億円)

低所得世帯の真に支援が必要な子供に対する高等教育の負担軽減の実施に必要な経費

その他関係予算

○ 高等学校等就学支援金交付金(内数)	4,063億円 (4,104億円)
○ 高校生等奨学給付金(内数)	147億円 (148億円)
○ 日本学生支援機構の奨学金事業(内数)	974億円 (1,003億円)
※ 貸与型無利子奨学金(一般会計)分	
○ 国費外国人留学生制度(内数)	182億円 (182億円)

※ このほか、令和5年度補正予算として、専修学校における換気対策に係る取組を支援する経費を措置。(2億円の内数)

(注) 四捨五入の関係で、係数は合計と一致しない。

高等専修学校における多様な学びを保障する先導的研究事業

令和6年度予算額
(新規)

119百万円



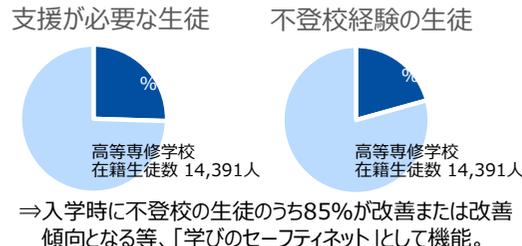
文部科学省

現状・課題

①多様な学びを保障する高等専修学校

- 高等専修学校について
 - ・3年制 … 約55% (うちおよそ9割が大学入学資格付与校)
 - ・1～2年制 … 約45% (大部分が准看護、理美容、調理)
 - 卒業後は、就労42.1%、専門学校進学32.9%、大学進学7.5%等
- ⇒後期中等教育における職業教育機関として、産業界との連携促進が必要。

②誰一人取り残さないための学校種



③認知度向上の必要性

- 高等専修学校について「よく知っている」と回答した中学校教員は29%
 - ※東京都の中学校教員に対する認知度アンケート調査結果
 - 都道府県の教育振興基本計画において高等専修学校の位置付けを明記しているのは2件
- ⇒「骨太の方針2023」やCOCOLOプラン、国の教育振興基本計画に位置付けられた(R5)ことも踏まえ、今後の周知活動や、都道府県と連携した更なる振興が必要。

事業内容

①都道府県との連携による高等専修学校機能強化の先導的モデル構築プロジェクト

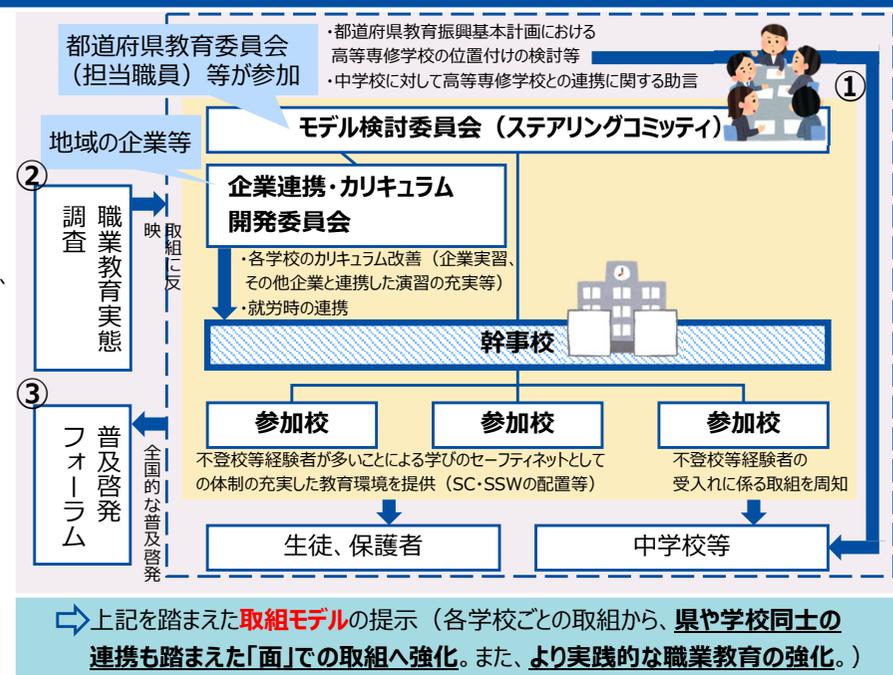
- 高等専修学校に求められる職業教育機能を強化し、「学びのセーフティネット」としての役割を果たすために必要となる事項について整理するとともに、モデルとなるカリキュラム等の開発、普及啓発を行う。
(想定されるカリキュラム・指導体制)
 - ・地元企業等と連携した実習、研修
 - ・実務経験のある教員の配置
 - ・SC・SSWの配置 等
 - 件数・単価：5箇所(※)×約1.9百万円
- ※高等専修学校に対する助成措置の拡充について、都道府県協会から都道府県知事に要望を行っており、高等専修学校と都道府県が連携し機能強化を図る先導的モデルの構築に関心がある都道府県の数。

②高等専修学校における職業教育実態調査

- 高等専修学校における職業教育の実態を把握するため、全国的な調査・分析を実施し、上記の取組に反映させる。
- 件数・単価：1箇所×約1.9百万円

③成果の普及啓発に向けたフォーラムの開催

- 上記の取組で得られた成果について、都道府県の垣根を越えて全国的な普及啓発を行うことを目的としたフォーラムを実施する。
- 件数・単価：1箇所×約4百万円



アウトプット(活動目標)

- ◆所轄庁である都道府県がプログラムやモデルカリキュラム等の開発、普及啓発に関わる体制の構築。 ⇒ 5地域

アウトカム(成果目標)

開発したモデルカリキュラム等を活用し、全国の高専専修学校が自らの教育カリキュラムを改編・充実。

インパクト(国民・社会への影響)

都道府県行政における高等専修学校の位置付けの明確化(都道府県教育振興基本計画への明記等)。高等専修学校の認知度向上(中学校教員等)。

担当：総合教育政策局生涯学習推進課

事業概要

学びのセーフティネット機能強化に向けて、高等専修学校と地域・外部機関等との連携を通じた実効的な教育体制（「チーム高等専修学校」）を構築する。令和5年度においては4拠点で取組を実施（以下2事例を抜粋して紹介）。

学校法人大岡学園高等専修学校

○生徒各自が興味を持ったテーマに関して、実際の仕事とリンクする様々なコンテンツを提供し、各生徒の特性に合った職業で将来的に末永く生業に就くことができる力を持った人材を養成すること等を目的に事業を実施。

○高等専修学校版職業実践モデルの開発の一つとして、就業に直結した実践的なインターンシップなどを取り入れた職業実践モデル『はたらこう検定』を開発。

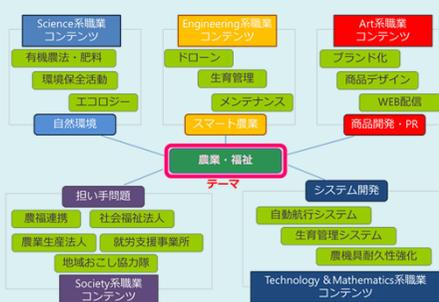
○職業教育をSTEM教育の視点で再構築し、楽しみながら仕事内容を知るといった点に注意しながら教科・科目の学びを社会で使えるように意識づけを行うこととし、普段授業で活用できることはもちろん、オンラインでどこでも生徒が興味をもった職業に関して情報が得られるよう各職業をオンラインコンテンツ化。

○農業用のコンテンツ内の水稲栽培の7項目については専門家（水稲農家）の監修のもと、コンテンツ動画を作成。水稲栽培というテーマに、普段学校で学ぶ内容（科目学習の内容）がどのような形で関わっているかを取り入れた内容とした。

【実証講座での活用の様子】



【STEAM教育項目対応マップ】
例：農業・福祉 → 昨年度まで開発の農福連携実習をスキームアップ



学校法人豊野学園 豊野高等専修学校

○企業が求める学びを把握し、生徒・教職員・保護者に安心で安全な学びの場・働きやすい環境を外部と連携して整備し、社会に定着できる人材養成機関となることを目的に事業を実施。

○多様な生徒が学びやすい環境を全職員が一丸となって構築する研修「とよせん未来会議」を定期的に開催し、時代に則した教育理念・教育目標・行動指針の再設定と浸透を実施。会議をとおり、マネジメント層や職員の分け隔てなく対話の機会が生まれている。

○進路先が求めるカリキュラムを策定すべく、専門科目職員からなる校内検討チームを構成し、検討。

○各専門科目の業界や進学先の専門学校講師に依頼し実証講座を行い、生徒の実情を把握いただいた上で、カリキュラムや授業に関する意見を聴取。

○卒業生に「あった方が良かった感じるカリキュラム」や職員のあり方など幅広くヒヤリングを行い、生徒の視点も集約しカリキュラム策定に取り組んでいる。

【実証講座の様子】

（服飾コース：メーク株式会社によるウォーキング講座）



専修学校の教育基盤の整備

令和6年度予算額 : 3 億円
(前年度予算額 : 5 億円)
令和5年度補正予算額 : 2.7 億円

◆ 教育基盤(施設・設備)の整備

情報処理関係設備 <私立大学等研究設備整備費等補助金>

- 情報処理教育に必要な電子計算機、その他の情報処理関係設備の整備
 - ・ 補助率 : 専門課程、高等課程とも 1 / 2
 - ・ 補助対象事業費の下限額 :
 - 専門課程 500万円
 - 高等課程 500万円

教育装置の整備 <私立学校施設整備費補助金>

- 教育に必要な機械、器具、その他設備などの整備
(※ 施設工事を伴うものに限る。)
 - ・ 補助率 : 専門課程 1 / 2 高等課程 1 / 3
 - ・ 補助対象事業費の下限額 :
 - 専門課程 2000万円
 - 高等課程 400万円

学内LAN装置の整備 <私立学校施設整備費補助金>

- 学内LANの構築に要する光ケーブル等の敷設工事
 - ・ 補助率 : 専門課程 1 / 2 高等課程 1 / 3
 - ・ 補助対象事業費の下限額 :
 - 専門課程 500万円
 - 高等課程 250万円

エコキャンパス推進事業 <私立学校施設整備費補助金>

- 太陽光発電、エコ改修など環境に配慮した学校施設の整備
 - ・ 補助率 : 専門課程 1 / 2 高等課程 1 / 3
 - ・ 補助対象事業費の下限額 :
 - 専門課程 1000万円
 - 高等課程 1000万円

施設環境改善整備事業 <私立学校施設整備費補助金>

- 熱中症の予防など衛生環境の改善のために行う空調設備等の整備
 - ・ 補助率 : 専門課程 1 / 2 高等課程 1 / 3
 - ・ 補助対象事業費の下限額 :
 - 専門課程 200万円
 - 高等課程 200万円

◆ 施設等の耐震化等の推進

学校施設の耐震化工事 <私立学校施設整備費補助金>

- 危険建物（Is値0.7未満）の防災機能強化のための耐震補強工事

- ・ 補助率：専門課程 1/2
高等課程 1/3（Is値0.3未満等は1/2）
- ・ 補助対象事業費の下限額：

専門課程	400万円	耐震診断のみ実施する場合、下限額制限なし
高等課程	400万円	

バリアフリー化工事 <私立学校施設整備費補助金>

- スロープやエレベータの設置など、身体障害者等が利用できる施設環境の整備

- ・ 補助率：専門課程 1/2 高等課程 1/3
- ・ 補助対象事業費の下限額：

専門課程	300万円
高等課程	300万円

アスベスト対策工事 <私立学校施設整備費補助金>

- 吹き付けアスベストやアスベストを含む保温材、断熱材等の除去等によるアスベスト対策

- ・ 補助率：専門課程 1/3 高等課程 2/9
- ・ 補助対象事業費の下限額：

専門課程	制限なし
高等課程	制限なし

非構造部材の耐震対策工事

防災機能強化事業 <私立学校施設整備費補助金>

- 天井材、照明器具、内・外壁材、書架等の非構造部材の耐震対策

- 備蓄倉庫、自家発電設備の整備等
 - ・ 補助率：専門課程 1/2
高等課程 1/3
- 耐震化工事と合わせて行う場合
Is値0.3未満等は1/2

- ・ 補助対象事業費の下限額：

<耐震化工事と合わせて行う場合>※ 耐震化工事費を含めた下限額

専門課程	400万円
高等課程	400万円

<非構造部材の耐震対策工事（※ 100㎡以上の空間に限る。）
備蓄倉庫のみの整備を行う場合>

専門課程	150万円以上
高等課程	制限なし

<自家発電設備のみの整備を行う場合>※ 避難所指定の学校に限る。

専門課程、高等課程とも	200万円以上500万円以下
-------------	----------------

【学校施設の耐震化等工事のための利子助成制度】

- 学校法人、準学校法人立の専修学校、各種学校が、日本私立学校振興・共済事業団から融資を受けて耐震改修事業等を行う際に（※）、法人の支払利息の一部を国が補助することにより、法人の実質負担金利が一般施設費の△0.5%となるよう、利子助成を実施（助成期間は20年間を予定）。
- ※ 日本私立学校振興・共済事業団から融資を受けるためには、専修学校であれば、授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められていることなど、いくつかの要件が設定されている。

高等学校等就学支援金等

令和6年度予算額
(前年度予算額)

4,090億円
4,129億円)

<内訳> 高等学校等就学支援金交付金 4,063 億円
公立高等学校授業料不徴収交付金 0.1 億円
高等学校等就学支援金事務費交付金 26 億円



文部科学省

背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

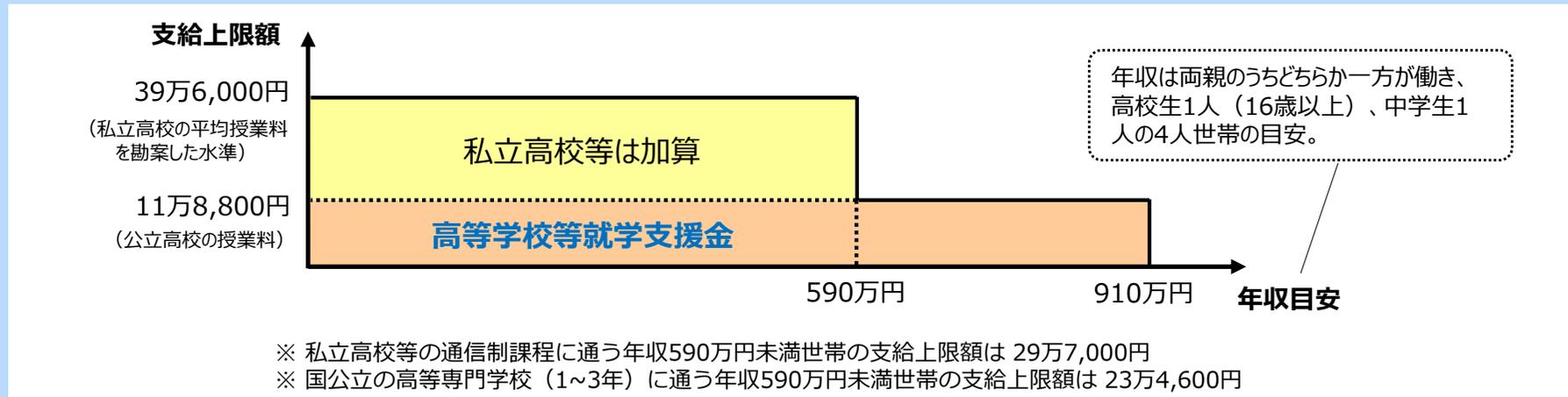


目的・目標

○高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容 (事業実施期間：平成22年度～)

- ◆ 高校生等の授業料に充てるため、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に、高等学校等就学支援金を支給 (設置者が代理受領)
- ◆ 令和5年度から高等学校等就学支援金制度において、家計が急変した世帯への支援を実施



対象校種

高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1~3年)、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程(中学校卒業者を入所資格とするもの)を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校

実施主体

公・私立高校等：都道府県
国立高校等：国

支援割合

国 10/10

(担当：初等中等教育局高校修学支援室)

私立専修学校に対する財政措置

私立専修学校（専門課程及び高等課程）の施設整備に対する国庫補助

○ 私立学校施設整備費補助金、私立大学等研究設備整備費等補助金

- 私立専修学校の学校施設等の耐震化、教育設備の整備等に係る経費を文部科学省が補助。

私立専修学校（専門課程、高等課程及び一般課程）に対する地方交付税措置

○ 私立専修学校に対する都道府県の補助：普通交付税措置

- 都道府県が私立専修学校に対して行う補助の一部について普通交付税措置。

私立専修学校専門課程（職業実践専門課程認定校）に対する地方交付税措置

○ 職業実践専門課程認定校に対する都道府県の補助：特別交付税措置

- 職業実践専門課程認定校に対し、一部の都道府県では、教育課程編成や教員研修等、職業実践専門課程の認定要件を満たすために必要となる経費等について、経常費とは別に補助を実施。
- 令和4年度より、職業実践専門課程校を対象とした都道府県の補助について特別交付税措置。

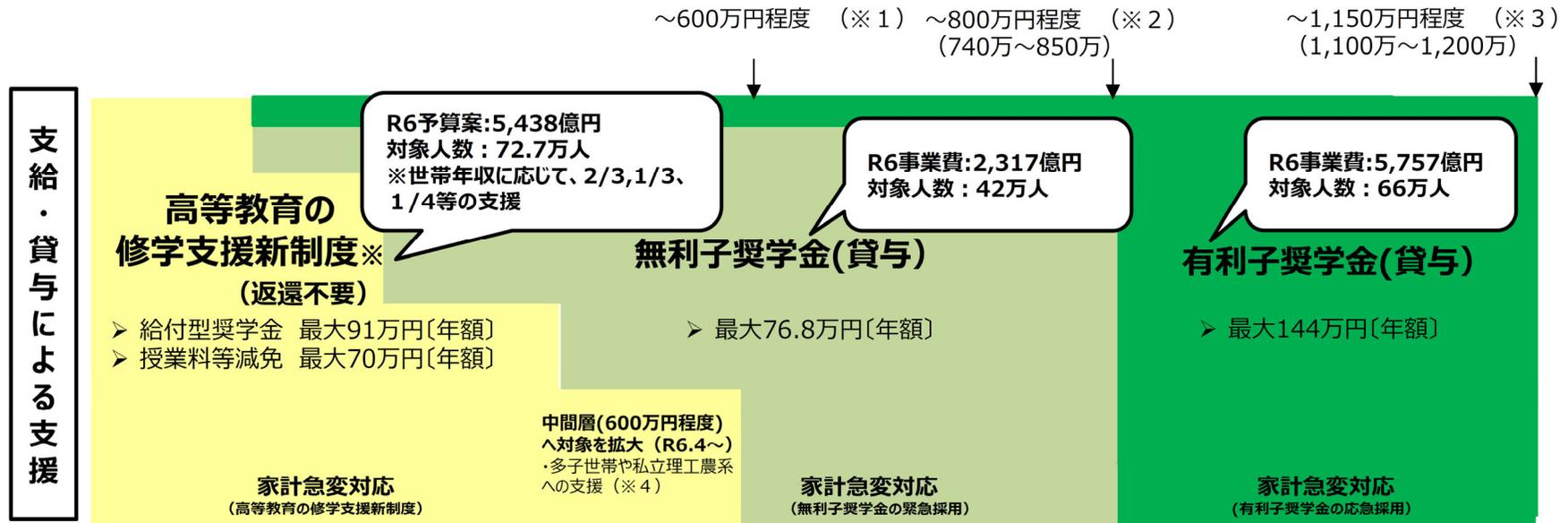
私立専修学校高等課程に対する地方交付税措置

○ 私立専修学校高等課程の授業料減免：特別交付税措置

- 私立専修学校高等課程における経済的な理由により就学困難な生徒の経済的負担軽減のための授業料減免に対して都道府県が補助する経費について、特別交付税措置。

修学支援新制度等

国内の大学等に通う学生等への経済的支援



※ 消費税率10%への引上げにより財源を確保し、令和2年4月より実施。

(※1) 両親・子2人の場合。括弧内の幅の目安は、共働きかどうかや、子の年齢によって異なる。

(※2) (※3) 両親・子2人の場合。括弧内の幅の目安は、国公立大学かどうかや、自宅生・自宅外生か等によって異なる。

(※4) 多子世帯については全額支援の1/4支援、私立理工農系については文系との授業料差額に着目し、授業料等減免で支援。

貸与型奨学金の返還支援	無利子に利率はなし	固定利率/変動利率 令和5年3月貸与終了者 〔利率固定:0.905% 利率見直し:0.300%〕
	所得連動型返還制度(所得の9%)	有利子に所得連動型返還制度はなし
	減額返還制度	
	➢ 年収325万以下(給与所得者)などの場合に対象。一定期間、毎月の返還額を当初の2分の1あるいは3分の1に減額。 ※R6.4より、制度を利用可能な年収上限を400万円に引き上げ、毎月の返還額を最大4分の1まで減額できるように見直し。	
	返還期限猶予制度	
	➢ 経済困難(年収300万円以下(給与所得者))等の理由により、通算10年の猶予が可能。	
	返還免除制度	
➢ 死亡または精神若しくは身体の障害 ➢ 業績優秀者免除制度(大学院生かつ無利子)		
自治体による地方の企業に就職する場合の返還支援制度 (36都府県、695市町村で実施[R5]。例えば、3～5年間、当該自治体域内に就職かつ居住することで、当該自治体より返還を支援)		
企業が本人に代わって返還を行う支援(代理返還制度) (一部企業にて実施。企業は返還額を損金算入可。企業から機構に直接返還(※)することで、本人の所得とせず、課税の対象としない仕組み。 ※R3.4より実施)		

高等教育の修学支援新制度に関する近年の検討経緯

- 令和2年度 「高等教育の修学支援新制度」施行
- 令和3年度 所得判定におけるみなし寡婦控除の適用
→ 令和2年度税制改正により新設された「ひとり親控除」について、新制度対象者の所得判定において、令和3年度の当初に前倒し適用
- 令和4年度 早生まれ学生等の生計維持者の収入額の算定方法の見直し
→ 新制度を利用する早生まれの学生等の所得判定について、同じ学年の子供は同じように取り扱い、不利にならぬよう生計維持者の収入額の算定方法を見直し
- 虐待等により保護者の元から避難した大学等への支援
→ 家計を急変させる予期できない事由(急変事由)に、父母等による暴力等からの避難を新たに追加(随時採用の申請を受け付けることが出来るよう運用を変更)
- 令和5年度 廃止要件「警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること」の緩和
→ 2回目の警告が、「GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること」のみである学生等について、廃止ではなく、停止として取り扱い、翌期に廃止・警告要件に該当しない場合は復活(支援再開)
- 令和6年度 授業料等減免の中間層への拡大
→ 子育て支援等の観点から、多子世帯の中間層に支援対象を拡大、あわせて理工農系の中間層にも拡大
- 機関要件の見直し
→ 大学の経営困難から学生を保護する観点から、新制度の対象を定員充足率を8割以上の大学とするなど、機関要件の厳格化を実施
- 令和7年度 多子世帯の無償化
→ 多子世帯について、所得制限を設けず、国が定めた一定の額まで、大学等の授業料・入学料を無償化

高等教育の修学支援新制度について (令和2年4月1日より実施)

※大学等における修学の支援に関する法律 (令和元年5月10日成立)

【支援対象となる学校種】 大学・短期大学・高等専門学校(4年、5年)・専門学校
 【支援内容】 ①授業料等の減免 ②給付型奨学金の支給
 【支援対象となる学生】 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯 (※) の学生
 【財源】 少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用
 (※) 令和6年度より多子世帯や理工農系の学生等の中間層に支援を拡大

令和6年度予算額 5,438億円

授業料等減免 2,864億円※
 給付型奨学金 2,573億円
※公立大学等及び私立専門学校に係る
 地方負担分(470億円)は含まない。

国・地方の所要額 5,908億円

給付型奨学金

- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額 (年額) (住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 35万円、自宅外生 80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 21万円、自宅外生 41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 46万円、自宅外生 91万円
私立 高等専門学校	自宅生 32万円、自宅外生 52万円

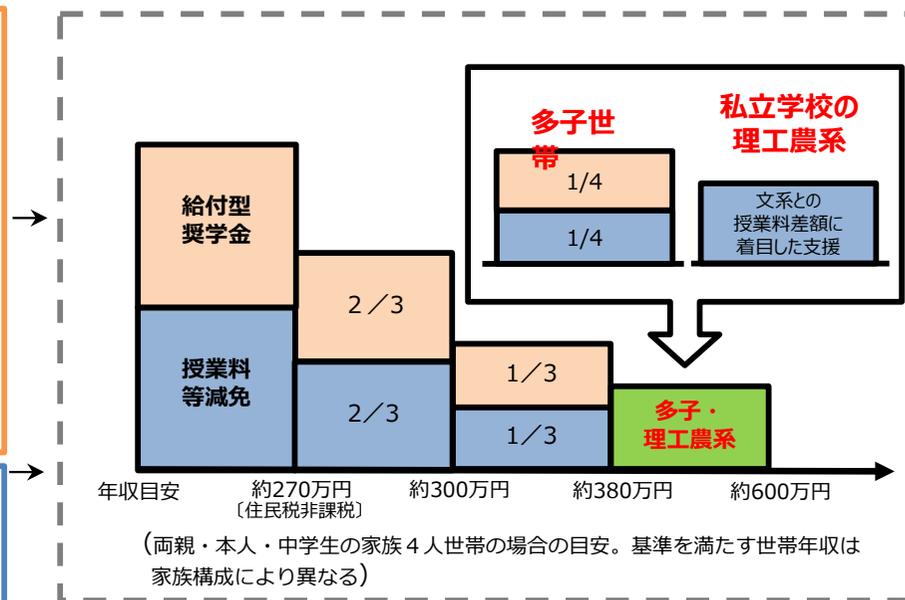
授業料等減免

- 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額 (年額) (住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
高等専門学校	8万円	23万円	13万円	70万円
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円

※給付額及び上限額は単位未満を四捨五入した数値



支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件

- 国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象
- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

機関要件の確認中間層への支援拡大(多子世帯・理工農系)にかかる確認事務について

●「令和5年度機関要件の確認事務の実施について」

(令和5年4月20日付事務連絡(※地方公共団体修学支援新制度担当課宛)) 概要)

1. 機関要件の確認事務について(公立大学、公立短期大学、公立高等専門学校、公立専門学校、私立専門学校対象)

各地方公共団体におかれては、例年どおり機関要件の確認事務を進めていただきたい。学校の設置者から確認を行う都道府県知事等への申請書の提出は法令により6月末までと定められているためスケジュールに留意願いたい。なお、確認大学等の公表は例年8月となっており、具体的な日程や手続きについては、追って文部科学省より連絡予定。

2. 中間層への拡大に係る学科の調査について(私立専門学校のみ対象)

令和6年度から新たに負担軽減の必要性の高い理工農系学部(私立学校のみ)の学生等に対する支援を拡大。私立専門学校については、学科の属する分野が「工業関係」及び「農業関係」である学科が対象。

については、フォームを使用し、対象となる学科及び対象学科となるべく分野変更を検討している学科について、各学校より学科ごとに申請フォームにてご回答いただけるよう、都道府県から所轄の私立専門学校に依頼いただきたい。各学校の回答期限は6月末。収集した情報について文部科学省より都道府県に確認(機関要件の確認校であるか、申請された学科が設置認可の情報に基づき「工業関係」又は「農業関係」と確認できるか、等)を依頼予定。

3. 入学者に誤解を招かない広報活動の徹底

修学支援新制度に基づく確認を受けていない非対象機関については、入学希望者等に誤解を招かない情報発信、募集活動等に徹していただく必要があるため、各学校において適切な対応がなされるよう周知をお願いしたい。

7.区分を選択してください。(専門学校においては最下の選択肢を選択すること。)*

- 区分I(当該学科について、学校基本調査の学科系統分類表が「理学(EF)」、「工学(G,H,I)」、「農学(K,L)」のいずれかであるもの。)
- 区分II(当該学科について、区分に該当しない場合であって、設置認可申請等の際提出した、「教育課程等の概要(別記様式第2号(その2の1))」の「学位又は学科の分野」欄に、「理学関係」、「工学関係」、「農学関係」のいずれか又は複数記載されているもの。)
- (専門学校のみ)当該学科の属する分野が「工業分野」又は「農業分野」であるもの。

8.(専門学校のみ)当該学科の設置状況を選択してください。*

- 調査回答時点ですでに設置されている。
- 調査回答時点で設置されていないが、今後設置するべく所轄庁(都道府県等)と相談中である(設置認可済の場合を含む)。
- 調査回答時点で設置されておらず、現在学内で検討中である。

9.教育課程の変更関係(当該学科について、学生募集の停止、新規開設予定などの場合には、具体的な状況を記入してください。特に専門学校において分野の変更予定を記載する場合は、変更の前後が分かるよう下記の例文に準じて記載すること。
(例:R6年度より〇〇分野から△△分野への変更を検討。)

(理工農系学科の調査フォームイメージ)

令和5年4月～6月に、令和6年度から支援拡大の対象となる学科について調査を実施。



回答集計後、都道府県の内容確認を経て令和5年8月31日にリストを公表、その後新設学科等を追加。

→ 令和6年3月21日時点の対象学科数
306校 1,199学科

※令和6年度対象学科の最終更新は4月上旬予定。

「加速化プラン」による施策の充実 【多子世帯の大学等授業料・入学金の無償化】

高等教育費により理想のこども数を持っていない状況を払拭するため、2025年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償とする措置等を講ずることとし、対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図ることを含め、早急に具体化する。

課題

- ◆ 子育てや教育にお金がかかりすぎることから、理想の子供の数を断念。特に、大学など高等教育の費用の負担が重い
- ◆ これは理想の子供の数が3人以上の夫婦で顕著

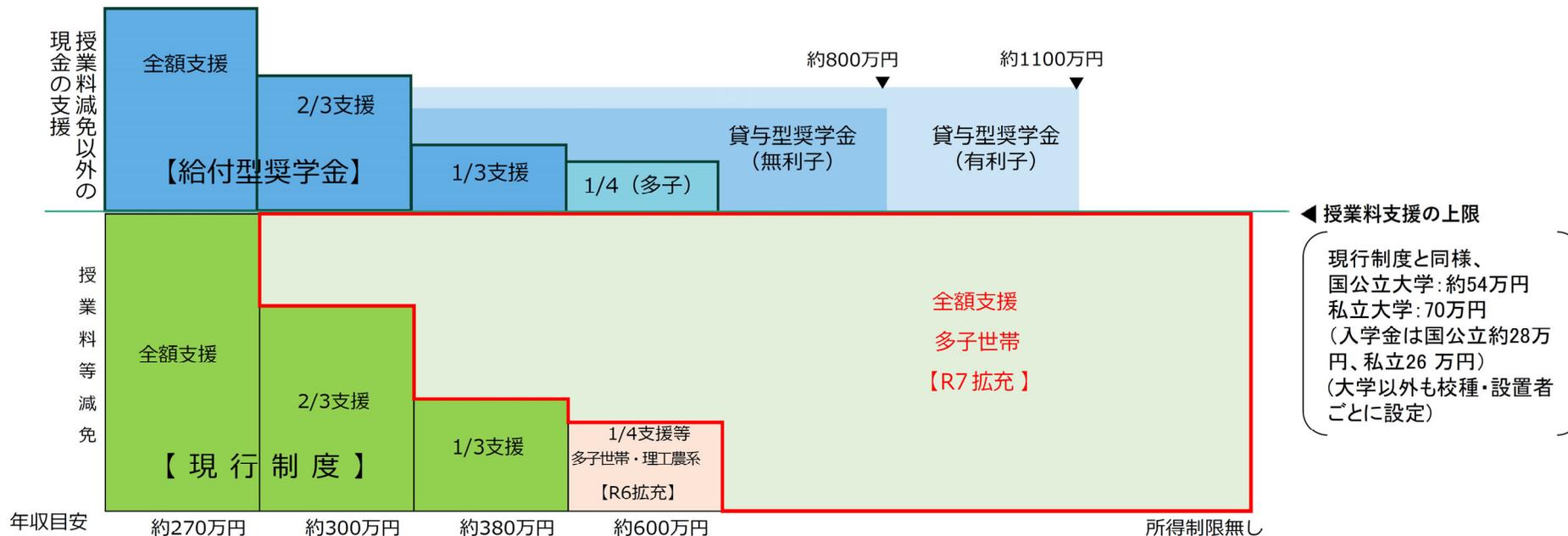
加速化プランでの対応

高等教育費支援の大幅拡充

- **多子世帯の大学等授業料・入学金の無償化（所得制限なし）**
 - **多子世帯の学生等**については、大学・短大・高専（4・5年生）・専門学校の授業料・入学金を**所得制限を設けず無償化**
 - * 現行制度同様、**授業料支援上限は、大学の場合、国公立約54万円、私立70万円**（大学以外も校種・設置者ごとに設定）
 - 2025（令和7）年度から実施
 - * **多子世帯：扶養される子供が3人以上の世帯**（扶養する子供が3人以上いる間は第1子から無償の対象）

目指す姿

多子世帯であっても、経済状況にかかわらず、こどもを大学等に進学させられるようになり、理想のこどもの数を持てるようになる



「子供3人を扶養している間の大学等無償化」のイメージ

考え方

○子供が何人いても、全ての世帯の大学等の授業料等の負担を最大2人分までにする
 ※子供が多い家庭への支援という趣旨

○あわせて、「同時に多くの子供を扶養して、家計負担が重くなっている時期」の教育費負担を軽減。

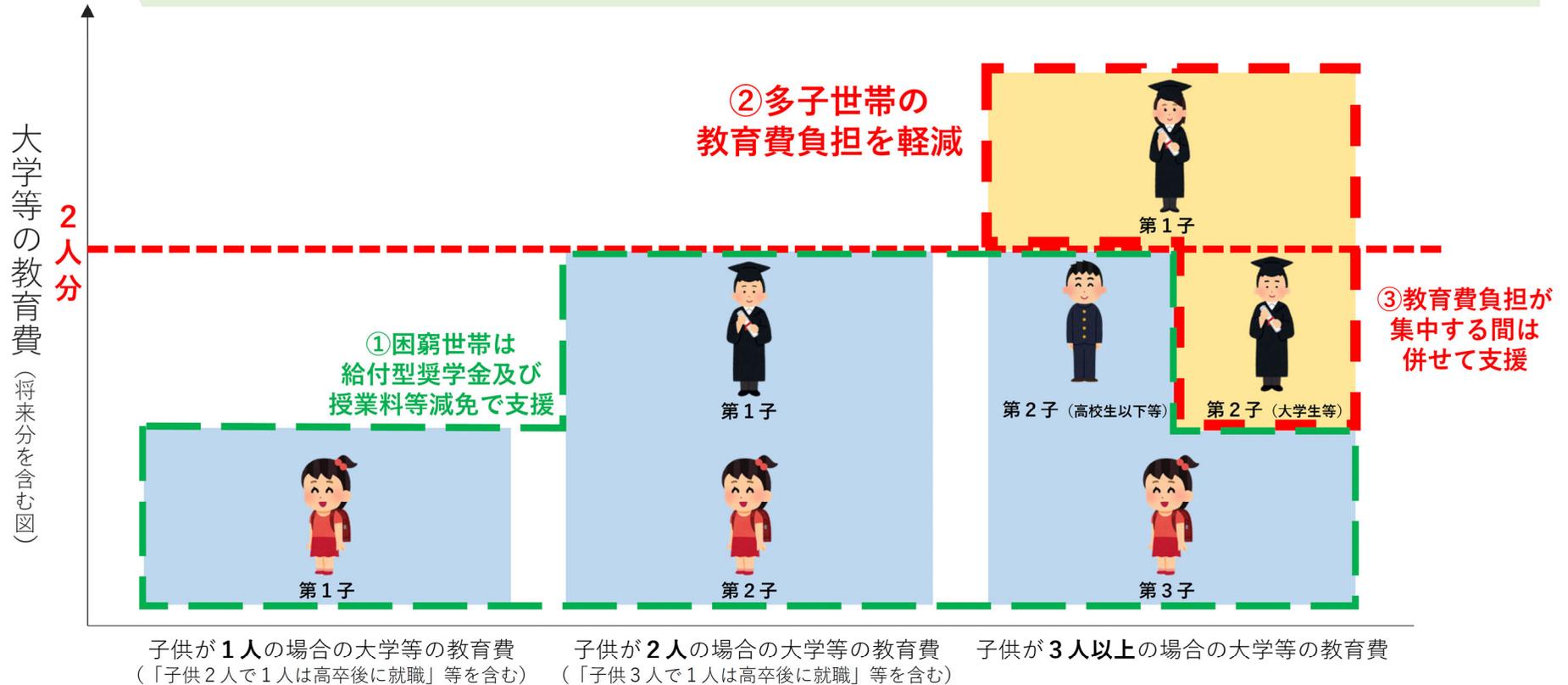
目指す効果
 (例)

○「高等教育費が障壁となって3人以上の子を持たない」という状況を改善

※予定の子供数が理想より少ない世帯において、最も多い理想子供数は「理想3人以上」。

※「理想3人以上」の場合、理想の子供数を持たない理由として最も顕著なのは子育て・教育費。

○多子世帯において、長子等の教育費負担が第2子以降に影響しないようにする。

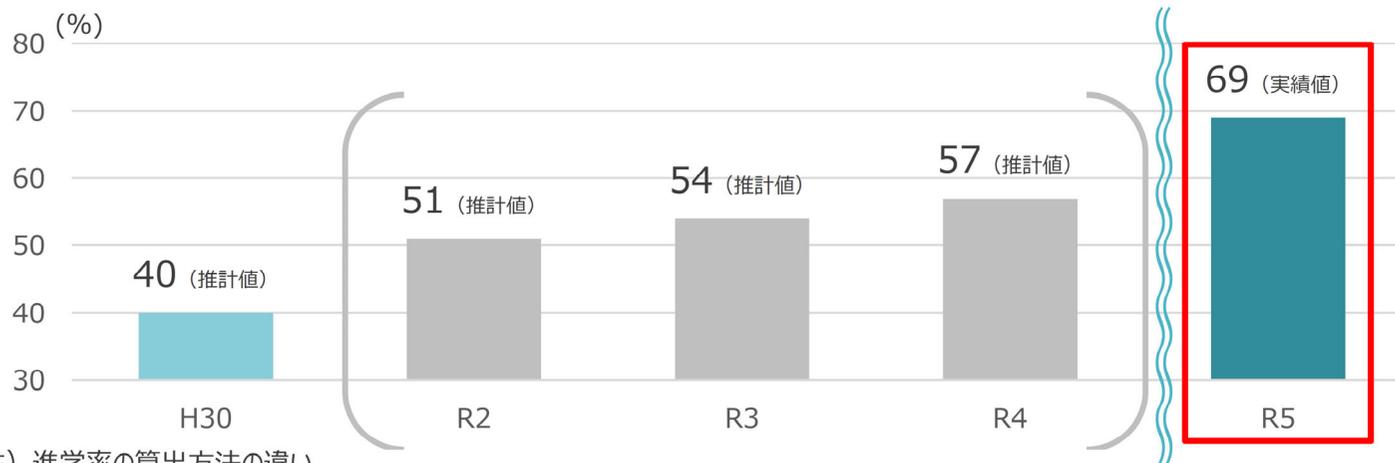


「高校生等奨学給付金※受給者」の進学動向について

※高校生等奨学給付金は生活保護受給世帯及び住民税非課税世帯に対して授業料以外の教育費を支援するもの。

○住民税非課税世帯の進学率

(参考) 全世帯の進学率 令和5年度84.0%



(注) 進学率の算出方法の違い

- ・H30は、(住民税非課税世帯のJASSO奨学金利用者(実績) + JASSO奨学金を利用せずに進学している者(推計)) / (高校生等奨学給付金を受給している高3生 + 児童養護施設への措置を解除された者、里親への委託を解除された者(18歳)) (推計)
- ・R2~R4は、住民税非課税世帯のJASSO奨学金利用者 / (高校生等奨学給付金を受給している高3生 + 児童養護施設への措置を解除された者、里親への委託を解除された者(18歳)) (推計)
- ・R5は、R4高校生等奨学給付金受給者のうち大学等に進学した者 / R4高校生等奨学給付金受給者(実績)
令和4年度に「高校生等奨学給付金」を受給していた高校3年生の卒業後の進路について、全国の国公立高等学校等の割合を踏まえ、10分の1程度の高校を無作為に抽出して調査を実施(500校について実施。(令和5年9月))

○R4高校生等奨学給付金受給者の進学・就職動向の内訳 (%)

大学(学部)	短期大学	大学・短期大学の通信教育部及び放送大学	専修学校 専門課程(専門学校)	高等専門学校(4, 5年生)	高等学校(専攻科)	就職者等	その他
41.6 国公立: 24.5 私立: 17.2	4.2	0.4	21.7	0.6	0.3	22.6	8.4

69.0%

2. 閣議決定文書等

～専修学校関係部分のポイント～

✓ 専門学校の機能強化

コロナ後のグローバル社会を見据えた人への投資として、多様性と包摂性のある持続可能な社会を構築し、国際競争力を高めるとともに、世界の平和に貢献していくことが不可欠である。このため、デジタル化やグローバル化など社会の急速な変化への対応を加速し、文理の枠を超えた多様性のあるイノベーション人材の育成強化や国際的な人的交流の活性化を図る。その際、進学者のニーズ等も踏まえた成長分野への学部再編等や先端技術に対応した高専教育の高度化、文理横断的な大学入学者選抜・SSH等による学びの転換の促進、産学官連携によるキャンパスの共創拠点化等、未来を支える高度専門人材を育む大学、高等専門学校、**専門学校等の機能強化**を図る。

✓ 留学生関係

我が国の未来を担う若者の留学を通じた成長・活躍は社会を変革する鍵となるものであり、より質の高い留学生交流を進める視点も重視しつつ、2033年までに日本人学生の中長期の海外派遣の拡大を含む海外留学生年間50万人、**外国人留学生の受入れ年間40万人・卒業後の国内就職率6割等の実現に向け**、留学生の派遣・**受入れの強化や卒業後の活躍に向けた環境整備（※）**、教育の国際化の推進等に必要な取組を速やかに進める。

※ **在留資格制度の見直し**、企業への就職円滑化と定着の促進等

✓ 高等専修学校関連

産業界と連携したキャリア教育・職業教育（※※）の推進、体力や視力低下の歯止めをかける対策の強化、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行、在外教育施設の機能強化を含め、新しい時代の学びの実現に向けた環境を整備しつつ、セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れた学校安全を推進する。

※※ 専門高校や**高等専修学校等における取組**

✓ 修学支援新制度関係

家庭の経済事情にかかわらず、誰もが学ぶことができるよう、安定的な財源を確保しつつ、高等教育費の負担軽減を着実に進める。2024年度から、**授業料等減免及び給付型奨学金の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大**、大学院修士段階における授業料後払い制度の創設及び本格導入に向けた更なる検討、貸与型奨学金における減額返還制度の年収要件等の柔軟化による拡充を図るとともに、**多子世帯の学生等に対する授業料等減免について、執行状況や財源等を踏まえつつ、更なる支援拡充を検討し、必要な措置を講ずる**。地方自治体や企業による奨学金返還支援など多様な学生支援の取組の促進、初等中等教育段階も含めた関係者への周知等を図る。

Ⅱ. 今後の教育政策に関する基本的な方針

① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

（地域・産学官連携、職業教育）

- 地域産業における中核的な役割を担う専門人材育成に向けた専修学校における職業教育の充実を図ることも重要である。

（リカレント教育を通じた高度専門人材育成）

- 地域の集積や体系化された理論の中核的機関である大学・専門学校等の高等教育機関において、社会人が学びやすいプログラムが提供されるとともに、企業等において学びの成果が適切に評価され、キャリアアップが促進される好循環を作り出すことが求められる。

② 誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

（共生社会の実現に向けた教育の考え方）

- こうした方向性は初等中等教育以降の教育段階においても重要であり、例えば大学や専門学校等の高等教育機関における障害のある学生・生徒の学習機会の提供や学校を卒業した障害のある人々への生涯学習機会の提供も充実していく必要がある。

Ⅳ. 今後5年間の教育政策の目標と基本施策

目標1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成

○キャリア教育・職業教育の充実

- ・専門学校においては、企業と連携して実践的で質の高い職業教育を行う職業実践専門課程の一層の活用促進を図る。具体的には必要な制度改正並びに認定要件の明確化及びフォローアップ手法の見直しを行う等により、職業実践専門課程の更なる質の保障を行っていく。

○学校段階間・学校と社会の接続の推進

- ・専修学校と業界団体との連携を更に進め、社会が求める即戦力人材を育成するとともに、中学校と高等専修学校及び高等学校と専門学校の接続を効果的に行うための取組を推進する。

IV. 今後5年間の教育政策の目標と基本施策

目標4 グローバル社会における人材育成

○外国人留学生の受入れの推進

- ・専修学校への外国人生徒の受入れを加速化するとともに、卒業後の定着に係る在留資格等の制度改善を図り、地域経済を中心に活躍する高度人材の育成・輩出を図る。
- ・**高等専修学校**への留学生受入れの要件については、高等学校と同等の取扱いとし、留学生の受入れを推進する。

目標5 イノベーションを担う人材育成

○大学・専門学校等における専門人材育成

- ・専門学校においては、企業と連携して実践的で質の高い職業教育を行う職業実践専門課程の一層の活用促進を図るとともに、必要な制度改正並びに認定要件の明確化及びフォローアップ手法の見直しを行う等により、職業実践専門課程の更なる質の保障を図る。（目標1の再掲）

目標7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

○不登校児童生徒への支援の推進

- ・社会的・職業的自立に向けた実践的教育を行う**高等専修学校**は、発達障害や不登校等の特別の配慮が必要な生徒が一定割合在籍し、「学びのセーフティネット」として機能を果たしていること等を踏まえ、その運営にかかる支援について都道府県と連携しつつ推進していく。

○高等専修学校における教育の推進

- ・**高等専修学校**は、高等学校とは異なる柔軟性の高い制度特性を生かして、後期中等教育において、様々な背景を持つ生徒に対する多様な学びの場を提供している重要な教育機関であることを踏まえ、高等学校卒業者と同様に大学入学資格が得られること等の情報発信等を行い、多様な生徒を受け入れる役割をより一層果たせるよう社会的な認知度の向上を図る。

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」



学校は様々な学びを得られる場所ですが、不登校は誰にでも起こり得ることです。仮に不登校になったとしても、小・中・高等学校等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながるができるようになります。このため、不登校の児童生徒の個々のニーズに応じた受け皿を整備するとともに、教育支援センターが地域の拠点となって、ICTや民間のノウハウ等も活用しながら、子供たちや保護者に必要な支援を届けます。

高等学校等においても 柔軟で質の高い学びを保障

高等学校の全日制・定時制課程においては、不登校の生徒も学びを続けて卒業することができるよう柔軟で質の高い学び方を可能とし、通信制課程においては、どの学校においても、社会的自立に向けて必要な資質・能力を身に付けられるようにします。また、高等専修学校においても「学びのセーフティネット」の取組を進め、これを周知します。

オンラインカウンセリングにより高等学校等の生徒を支援します。

高等学校等進学後も必要な支援が円滑に引き継がれるよう「児童生徒理解・支援シート」を活用して、組織的・計画的に支援します。

04

05 多様な学びの場、 居場所を確保

学校に戻りたいと思った時に、本人や保護者の希望や状況に応じて、クラスを変えたり、転校したりすることについて丁寧な相談が行われるようにします。

希望すれば、1人1台端末を活用して、自宅をはじめとする多様な場を在籍校とつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられ、その結果が成績に反映されるようにします。

社会的自立に向けて連続した学習ができるよう、学校や教育委員会とNPOやフリースクール等との連携を強化します。

こども家庭庁とも連携し、身近な地域で、人とつながり、学びに向かう土台づくりや様々な体験活動ができるよう、学校や家庭以外の多様な居場所づくりを広げます。

不登校の児童生徒の学びの場として、夜間中学を活用するとともに、多様な居場所として公民館、図書館等の社会教育施設を活用します。



G7サミット関係

G7広島首脳コミュニケ（2023年5月20日）（仮訳）（抄）

<教育>

37. 我々は、職業教育を含め、包摂的で公平な質の高い教育の確保に向けて前進することにコミットし、強靱で生産的な社会を築くために、全ての人の生涯学習の機会を促進する。近年の危機は、子どもや若者、特に女兒や最も社会的に疎外され脆弱な状況にある人々の教育へのアクセスの減少や学習機会の損失の増大につながっている。教育は全てのSDGsの目標を達成するための触媒であるため、我々は、特にCOVID-19のパンデミック以降において教育を堅持し、より強靱な教育システムを構築する重要性を再確認する。我々は、全ての学習者の教育機会を保護し、ジェンダー平等とあらゆる多様性をもつ全ての女性及び女兒のエンパワーメントを、この点に関する世界の政府開発援助（ODA）を優先することを含め、教育において、また、教育を通じて推進するというG7のこれまでのコミットメントを堅持することを改めて表明する。我々は、2022年9月の国連事務総長による教育変革サミット（TES）を歓迎し、各国が最も疎外された子どもたちのために、より強靱な教育システムを構築することを支援するための主要なパートナーである「教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）」や「教育を後回しにはできない基金（ECW）」、また、国連教育科学文化機関（UNESCO）や国連児童基金（UNICEF）を含む国連機関に対する継続的な支援を求める。我々はまた、教育が人権の一つであることに留意しつつ、基礎学習の重要性及び全ての学習者、特に子供たちが成長し、自らの福祉を増進するために必要な知識と技能を備えた質の高い学習機会を提供するため、G7がより公平かつ効率的な方法で人への投資を拡大する必要性を改めて表明する。我々は、より強靱で、包摂的で、かつジェンダー分野で変革的な教育のために、就学前教育から高等教育まで、ジェンダーに関連する障壁や根本的な差別的な社会規範を引き続き打破する。我々は、若者間の国際交流、学生・研究者間の国際的な人材の移動及び循環、並びに高等教育機関や研究機関との間の協力を引き続き奨励する。我々は、教育を通じて経済成長を実現すると同時に、社会的課題の解決に貢献できる人材支援への投資の重要性を認識する。我々は、学校の指導・運営体制の整備も含め、全ての子どもが自らの可能性を発揮できる教育環境及び生涯学習の機会の整備に向けて努力する。これには、デジタル格差を拡大させないようにしつつ、少人数学級の推進、改善された情報コミュニケーション技術（ICT）環境の整備、教育・学習を支援するデジタル技術の効果的な活用を含み得る。

G7 教育大臣会合「富山・金沢宣言」（仮訳）（抄）

6. 第四に、一国では解決できない課題に世界が直面する一方、国際社会が一体となることで良い方向へ導く希望が残されている。そのために私たちは、各国間の友好関係や相互の信頼の構築、多様な視点の共有、民主主義、人権、自由、平和等の普遍的価値観の基盤形成に重要な役割を果たす、留学生の交流や教育・研究における国際頭脳循環を促進することを目指す。児童生徒、学生、研究者・学者、教育者の交流は、現在と将来を担う者同士の繋がりを強化するものである。このような関係は、共通の課題に対処し、社会の繁栄や世界平和を実現するために不可欠である。

具体的には、私たちは、初等・中等・高等教育や職業教育におけるG7各国間の国際交流をコロナ禍前の水準に戻すとともに、それ以上の拡大を図っていくことの重要性を認識する。加えて、大学間連携及び学校間の提携の深化、留学プログラムや、ICTを活用した交流の促進、国境を越えた高等教育機関同士の学習コンテンツのオンライン共有等も推進を目指す。一方で、オンライン学習は対面による教育や学習を代替するものではなく、対面による教育・学習が重要であることには変わらないということを認識する。

より早い教育段階からの人材交流の促進は、異文化間に関する能力を身につけることや交流の基盤となるネットワーク及びスキルの構築のために重要であるとともに、民主主義等の普遍的価値観の礎をより強固にするものであることを確認する。また、こうした国際交流の促進は、イノベーションを創出する新たな考え方や視点を生み出す契機となる。さらに、G7各国間の教育交流は、G7各国にとどまらず、世界全体においてグローバル化に対応した能力や異なる文化の人々と協働することができる力のある人材を育成することにより、民主主義の基盤の強化につながるものであるということを確認する。

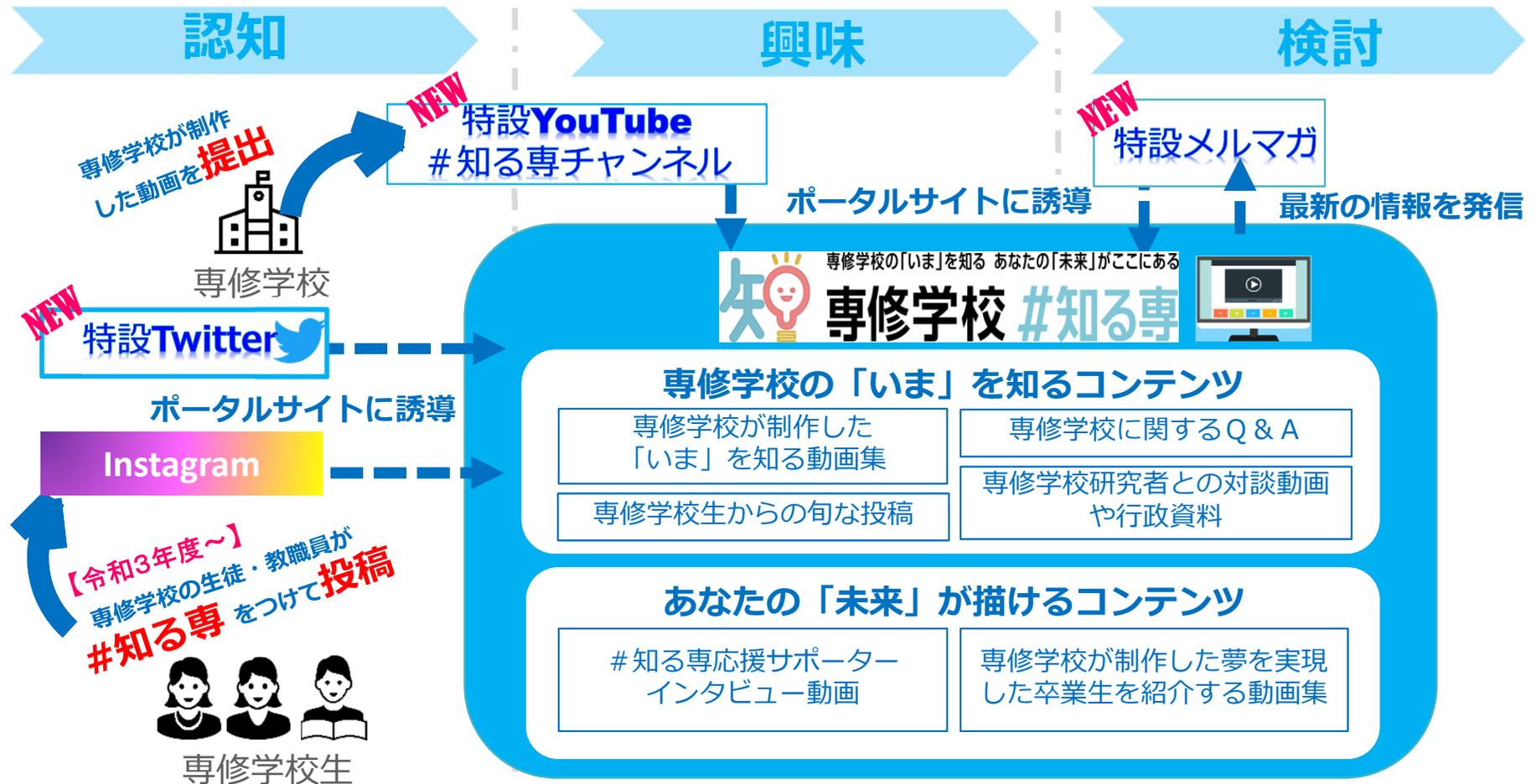
3. 知 広報

令和3年3月
始動!

専修学校の「いま」を知る あなたの「未来」がここにある

★専修学校 #知る専★

- ▶ コロナ禍における実践事例を専修学校から集め、動画で配信したところ各方面から反響あり
- ▶ そこで、SNSやWebサイトを組み合わせながら、専修学校の魅力をさらに効果的に発信し、中高生が、専修学校を「認知」し、「興味」をもち、進路選択の「検討」につなげるために、新たな広報プロジェクト「専修学校 #知る専」をスタート!





自分の道は、
【好き!】で
決める。

好き!を極めるキミを応援。

 専修学校 #知る専

<http://shirusen.mext.go.jp/>

知る専

検索



「専修学校#知る専」周知用の ポスターを作りました！

【コンセプト】

「自分の道は、『好き!』で決める。」

- 専修学校生のリアルな姿 = 自分の「好き」な道に進もうと努力している姿を中高生に伝える
- 「好き」を極めてその道のプロフェッショナルになった職業人にもインタビューを行い、将来のキャリアについて考えるきっかけとしてもらう

【ポスターをお求めの方へ】

希望部数、送付先を明示の上、以下担当までご連絡ください。

担当：文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

専修学校教育振興室専修学校第二係

連絡先：senshu-itaku2@mext.go.jp

※ポスターはA1サイズですが、A4サイズに折りたたんだ状態での発送となります。

令和5年度 専門学校・高等専修学校 進路指導担当者への説明状況

- ▷ 令和5年5月17日（水）
全国高等学校長協会
- ▷ 令和5年5月23日（火）
キャリア教育・進路指導担当指導主事連絡協議会
- ▷ 令和5年5月25日（木）
全日本中学校長会
- ▷ 令和5年6月4日（日）
全国教育管理職員団体協議会
- ▷ 令和5年7月7日（金）
全日本中学校長会地方大会
- ▷ 令和5年8月3日（木）
全国公立小・中学校女性校長会全国研究協議大会
- ▷ 令和5年9月8日（金）
全日中役員OB会
- ▷ 令和5年12月5日（金）
東京都高等学校進路指導協議会
- ▷ 令和5年12月8日（金）
多摩地区高等学校進路指導協議会

大学入学者選抜実施要項について

令和5年度大学入学者選抜実施要項において、高等専修学校修了生の出願資格に係る記載を明確化しました。

令和5年度大学入学者選抜実施要項

(令和4年6月3日付け 4文科高第302号文部科学省高等教育局長通知) (抄)

第9 出願資格

大学に入学を出願できる者は、学校教育法第90条並びに**同法施行規則第150条及び第154条**の規定により大学の入学資格を有する者又は大学入学の前までに入学資格を有することとなる見込みの者とする。

学校教育法施行規則

第150条 学校教育法第九十条第一項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一、二 (略)

三 **専修学校の高等課程** (修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。) で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

四～七 (略)

大学入学者選抜実施要項について

令和6年度大学入学者選抜実施要項において、高等専修学校修了生に係る記載をより明確化しました。

令和6年度大学入学者選抜実施要項

(令和5年6月2日付け 5文科高第369号文部科学省高等教育局長通知) (抄)

第9 出願資格

大学に入学を出願できる者は、学校教育法第90条並びに**同法施行規則第150条**及び第154条の規定により大学の入学資格を有する者又は大学入学の前までに入学資格を有することとなる見込みの者とする。

令和5年度より追加

学校教育法施行規則

第150条 学校教育法第九十条第一項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一、二 (略)

三 **専修学校の高等課程** (修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。) で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

四～七 (略)

第13 その他注意事項

11 その他

(2) 学校推薦型選抜等の実施に際しては、高等学校及び中等教育学校のみならず、高等部を置く特別支援学校及び我が国の高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして文部科学大臣が認定又は指定した在外教育施設並びに**文部科学大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科**の出身者等についても対象とするよう配慮する。

令和6年度より追加

令和6年度大学入学者選抜実施要項等に関するQ & Aについて

令和6年度大学入学者選抜実施要項等に関するQ & Aにおいて、高等専修学校修了生の出願資格に係る記載を明確化しています。

令和6年度大学入学者選抜実施要項等に関するQ & A（令和5年7月24日）（抄）

第9 出願資格

Q 8 大学に入学を出願することのできる者の根拠規定として、学校教育法第90条の規定に加え、なぜ下位規則である学校教育法施行規則第150条及び第154条の規定を明記しているのか。

A 大学に入学を出願することのできる者は、Q 2 の回答のとおり多様であり、理解が不十分なまま、入学志願者の出願が拒否されるようなことがないように、大学に出願できる有資格者の根拠となる規定を補ったものです。出願資格は、入学志願者それぞれの受験機会に大きく関わるものであることから、判断に迷う場合は、大学入試室にご確認ください。

Q 9 専修学校高等課程の修了者は全て出願資格を有するのか。

A 大学に入学を出願することのできる者は、文部科学大臣に指定された専修学校高等課程の修了者（大学入学の前までに入学資格を有することとなる見込みの者を含む。）です。

参考：文部科学大臣指定専修学校高等課程一覧

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/1234679.htm

この他、高等学校等を卒業した者以外の出願資格は以下のURLに掲載されている資格取得者又は取得見込者です。

参考：大学入学資格について

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314.htm¹³

大学入学者選抜実施要項について（その2）

高等専修学校修了者の出願資格に係る記載を明確化したことについて、「令和5年度大学入学者選抜実施要項等のポイント等の説明会」において、高等教育局大学振興課より大学入試担当者に対して御説明いただきました。

「高等専修学校修了者が出願資格があるにもかかわらず、大学が出願を受け付けないということは、到底想定し得ないこととあります。出願資格は、受験生の進学
の機会にも関わる重要なことであるため、出願資格を再度見直すなど、適切な対応
をしていただきたい。不明点があれば文部科学省まで問合せいただきたい。」

The screenshot shows a Zoom meeting window with a PDF document open. The document is titled "令和5年度大学入学者選抜実施要項等 説明用2スライド.pdf". It contains two columns of text detailing application procedures for university entrance exams. The text includes dates and conditions for candidates from vocational schools (高等専修学校). The document is displayed in a Zoom meeting interface, with a Zoom logo visible in the bottom right corner.

4. 専修学校の質の保証・向上

「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議」の開催について

趣旨・検討事項

- 専修学校制度の目的・役割を踏まえつつ、専修学校固有の課題等への対応を図る観点から、社会の要請に応える専修学校の質の保証・向上に関する調査研究を行い、もって今後の施策立案等に資する。
- 令和4年度以降、当面の間は、質保証等に係る専修学校設置基準の在り方やグローバル化の進展の中における専修学校の制度的な改善を中心的に扱う。

開催実績（令和4年度以降）

- 第26回 令和4年9月29日 第27回 令和4年12月15日 第28回 令和5年3月30日
第29回 令和5年7月4日 第30回 令和5年11月9日 第31回 令和6年1月24日
これまで、大学設置基準等の改正を受けた専修学校設置基準の在り方や留学生の卒業後の定着促進について議論。

委員

芦田 宏直	人間環境大学統括副学長
植上 一希	福岡大学人文学部教授
浦部 ひとみ	東京都立葛飾総合高等学校進路指導部、東京都高等学校進路指導協議会事務局次長
大谷 武士	全国中小企業団体中央会労働政策部長
多 忠貴	学校法人電子学園理事長
河原 成紀	学校法人河原学園理事長
小杉 礼子	独立行政法人労働政策研究・研修機構研究顧問
佐藤 由利子	東京工業大学環境・社会理工学院融合理工学系地球環境共創コース准教授
寺田 盛紀	京都先端科学大学客員研究員、名古屋大学名誉教授
富田 伸一郎	株式会社ウチダ人材開発センタ代表取締役社長
野田 文香	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構研究開発部准教授
前田 早苗	千葉大学名誉教授
(座長) 吉岡 知哉	独立行政法人日本学生支援機構理事長
吉本 圭一	滋慶医療科学大学教授

※敬称略、五十音順、令和6年3月30日現在

専修学校を取り巻く状況

- | | | |
|---|---|---|
| <p><専修学校の特徴></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 全国約3,000校で60万人が学ぶ実践的な職業教育機関（うち専門学校は約2,700校、55万人）。 ➢ 企業等と連携したカリキュラム。30以上の国家資格の学歴要件。IT人材も年1万人。地元就職率が高い。多様な層に学びの機会を提供。 ➢ 「高等教育のグランドデザイン」答申（H30）との関係（社会の変化に即応できる制度的特徴は生かしつつ、情報公開・評価などの質の保証は更に推進する必要） | <p><社会の変化></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 少子化の加速に伴う人手不足の顕在化。医療・福祉、工業等の社会基盤を支える人材確保の必要。 ➢ 人生100年やデジタル社会の到来。それに伴う、リカレント・リスキリングを含む、職業教育等の重要性の高まり。 ➢ 国際競争力の相対的低下（訪日留学生も変化）。質を確保し戦略的に留学生の受入れを進める必要。 ➢ コロナ禍後の変化（テレワーク、オンライン教育の普及） | <p><政策の変化></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 職業実践専門課程の推進。特別交付税措置（R4～）。R5時点で35都道府県で実施。 ➢ 給付型奨学金や授業料減免からなる、高等教育の修学支援制度（R2～）。R6に多子世帯、理工農系進学に係る対象者を拡大。R7に多子世帯に係る所得制限を設けない方針。 ➢ 私立学校法の改正（R5改正。R7施行）。これを踏まえた実効性のあるガバナンス改革の推進。 |
|---|---|---|

専修学校の人材育成における質の向上と、社会基盤を支えるために不可欠な人材の輩出を引き続き進めていくため、以下の3つの柱を中心とした振興策を提言

振興策の3つの柱+その他

期待される具体の取組

① 実践的な職業教育の推進

制度改正関連▶、-

- 職業教育体系の確立、教育の質保証に向けた、学校教育法の改正を含む制度改正の検討（専門課程）
 - 大学等との制度的整合性を高めるための措置（専門課程における単位制への移行、入学者要件を大学等と同等に、在籍者の呼称を生徒から学生に変更）
 - 専門課程修了者の学習継続の機会の確保や社会的評価向上のための措置（専攻科の制度化、称号（専門士）の位置付けの明確化）
 - 教育の質の保証を図るための措置（自己点検評価の義務化、独立した専門の評価機関による評価の努力義務化）
- 職業実践専門課程の数の拡大・質的改善
- 教職員の資質向上（体系的・組織的な研修の推進など）

② 社会人・留学生の受入れ拡大

- 履修証明プログラムや専攻科の制度化等（社会人受入れ促進）
- 外国人留学生キャリア形成促進プログラム（CP）の創設と、その厳格な運用（認定校の留学生は就労時の在留資格の切替えが円滑化）

③ 修学支援新制度の中間層への拡充等への対応

- 分野の概念の整理
- 情報系学科への対応

④ その他

- ISCEDでの高度専門士の位置付けの見直し
- 高等専修学校の学びのセーフティネット機能の強化
- 広報・情報公表の強化
- オンライン教育の推進 等

国（文科省）

制度改正関連◆

- ◆ 必要な制度改正（法令改正、ガイドラインの見直し等）
- ◆ 職業実践専門課程
 - 企業等と連携した実習の実施状況等の調査、要件見直しの検討。
 - 独立した専門の評価機関による評価の段階的な導入の検討
- ◆ 教職員の資質向上
 - 教員研修の体系化の調査研究
- ◆ 社会人・留学生の受入れ拡大
 - 履修証明プログラム【R4.6済】
 - 外国人留学生CP【R5.6済】
- ◆ 修学支援新制度の対象拡大
 - 対象の理系分野の明確化
 - 情報系の学科に係る設置基準緩和【R5.2済】
- ◆ ISCEDの見直し調整【R5.6済】
- ◆ オンライン教育ガイドラインの策定

など

都道府県（所轄庁）

- ◆ 制度改正に伴う、各都道府県で定める認可基準等の見直し及び届け出の受理
 - 入学者要件の見直しに伴うもの
 - 単位制への移行等に伴うもの
 - 専攻科を設置する場合に伴うもの
- ◆ 特別交付税措置等を踏まえた、職業実践専門課程の推進
- ◆ 修学支援新制度見直しへの対応 など

各専門学校等

- ◆ 制度改正に伴う学則の変更
 - 入学者要件の見直しに伴うもの
 - 単位制への移行等に伴うもの
 - 専攻科を設置する場合に伴うもの
- ◆ 単位制の導入に伴う各科目の修了要件の明確化
- ◆ 自己点検評価の実施と情報公開
- ◆ 独立した専門の評価機関による評価を受けることの検討
- ◆ 左記施策を活用した、社会人や留学生の受入れ推進 など

外国人留学生キャリア形成促進プログラムについて

◆ 外国人留学生キャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定制度）について

- 就労のための在留資格「技術・人文知識・国際業務」の在留資格決定の際、教育機関での専攻科目と従事しようとする業務との関連性の判断において、大学の卒業生については柔軟化が図られている一方で、**専門学校卒業生については「相当程度」の関連性が求められており、大学の卒業生と比較して、許容される業種・業務が限定されている。**
- 今般の在留資格の運用等の見直し（※）により、**外国人留学生に対して質の高い教育を行っているものとして文部科学大臣が認定した専門学校の卒業生**については、**関連性について柔軟に判断**されることとなる。また、認定を受けた専門学校の卒業生のうち、高度専門士の称号を付与された者については、新たに「特定活動（告示第46号）」の対象となる。
 - ※ 「「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について」（ガイドライン）の改定及び在留資格「特定活動」に係る法務省告示を改正（令和6年2月29日付け）
- **令和5年度の認定校数は、188校（475学科）。**

◆ 外国人留学生が日本で就職する場合の在留資格の切替え



☑ 外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定要件（文部科学大臣認定制度）

- ① 職業実践専門課程の認定を受けている課程であること。
（企業等と連携し、質の高い専修学校専門課程を文部科学大臣が認定する制度）
※基準の充足を確認するために3年に一度のフォローアップを実施
- ② 経営基盤に関して、継続的かつ安定的な財務状況であること（修学支援新制度の機関要件と同一）。
- ③ 認定を受けようとする学科の実数のうち、留学生割合が2分の1の範囲内であり、かつ、日本人生徒との交流の機会が確保されており、日本社会に対する理解促進の環境が整備されていること。2分の1を超える場合にあっては、適正な進路指導（直前3年間の就職率の平均が90%以上であることを想定）が行われるとともに、日本国内において就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目が300時間以上開設されていること。
- ④ 外国人留学生の受入れに関する不適切な事情その他目的に照らして不適切と認められる事情がないこと。

「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ〈J-MIRAI〉」(第二次提言)
(令和5年4月27日 教育未来創造会議) (抄)

IV. 具体的方策

1. コロナ後の新たな留学生派遣・受入れ方策

(2) 外国人留学生の受入れ方策

＜具体的取組＞

② 入学段階での要件・手続きの段力化

- ・ 高等専修学校への留学の際の要件を高等学校と同等の取扱いとする。

高等専修学校への留学生を受け入れる場合、現行制度上、高等学校が交換留学生を受け入れる取扱いと異なり、大学・専門学校等の高等教育機関としての取扱いと整理され、留学時に日本語要件(N2)が求められているところであるが、高等学校に留学した場合と同等の取扱いとする。

2. 留学生の卒業後の活躍に向けた環境整備

(2) 外国人留学生等の高度外国人材の定着率の向上

＜具体的取組＞

③ 関連する在留資格制度の改善

- ・ 専門学校卒業者の専門知識・技能やその応用が発揮できるようにするため、企業等と連携し、質の高い専門学校を認定する制度を新たに創設し、認定を受けた学校を修了した留学生については、在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更において柔軟に対応し、大学等を卒業した留学生と同等の取扱いとする。また、特定活動46号について、当該認定を受けた専門学校を修了した者(高度専門士に限る。)など、大学卒業者と同等の者も対象に加える。
- ・ 在留資格「技術・人文知識・国際業務」について業務内容の明確化を図る。
- ・ 在留資格における非漢字圏出身者も含めた日本語教育機関の在学期間の取扱いの在り方の検討を進める。

今回の認定制度により対応

3. 教育の国際化の推進

(1) 国内大学等の国際化

＜具体的取組＞

- ・ 国際標準教育分類における高度専門士の位置付けの見直しと国家学位資格枠組みの検討を加速化する。

高度専門士(4年制の専修学校専門課程)について、国際標準教育分類(ISCED)における位置づけを4年制の大学と同等とすることをOECDと事務的に調整済み。



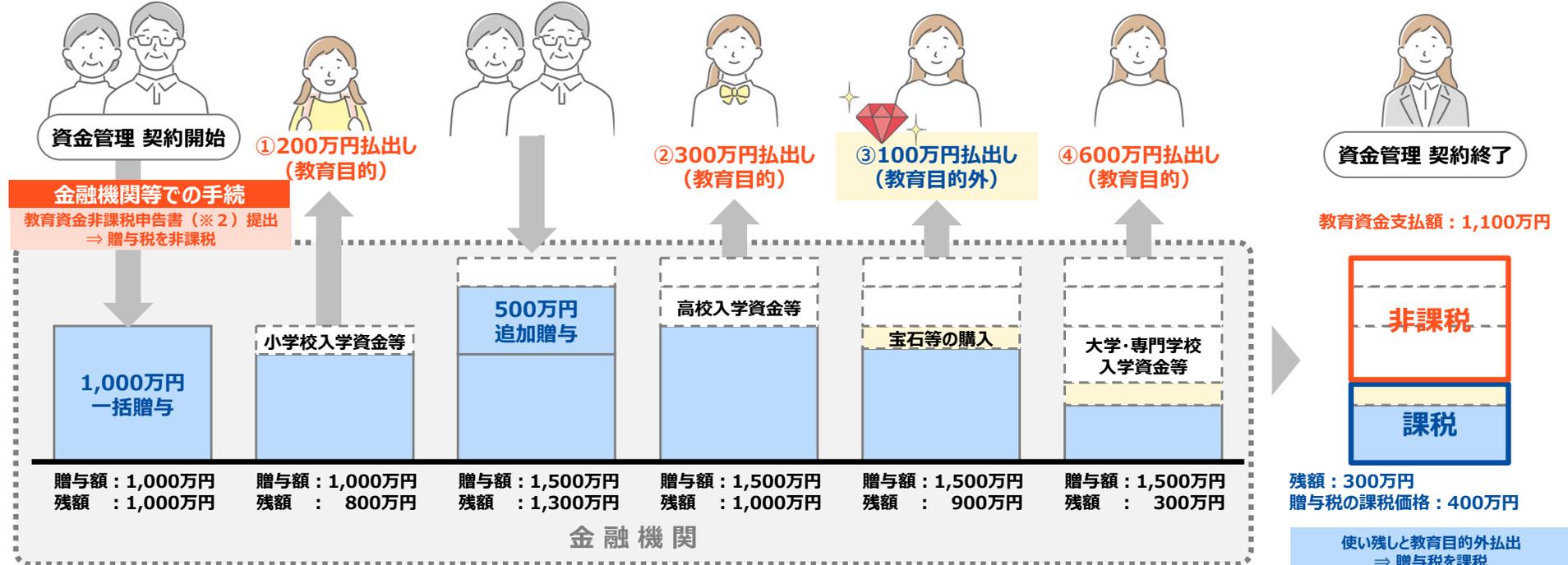
関連法令の動向

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置（教育資金贈与信託）

学生支援課
作成資料

制度概要

30歳未満の方が、直系尊属（祖父母など）から、金融機関等との一定の契約に基づき（※1）、**教育資金**に充てるため贈与を受けた場合、金融機関等の営業所等を経由して教育資金非課税申告書を提出（※2）することにより、**1,500万円**までの金額に相当する部分の価額については、**贈与税が非課税**となります。（平成25年4月1日から令和8年3月31日までの間の特例。令和5年度税制改正により所要の見直しを行った上で適用期限が3年延長されました。）



※1 ①信託受益権を取得した場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等で有価証券を購入した場合をいう。
※2 この非課税制度の適用を受けるためには、教育資金口座の開設等を行った上で、教育資金非課税申告書とその口座の開設等を行った金融機関等の営業所等を経由して、信託や預入などをする日（通常は教育資金口座の開設等の日）までに、受贈者の納税地の所轄税務署長に提出等をしなければならない。（教育資金非課税申告書は、金融機関等の営業所等が受理した日に税務署長に提出されたものとみなされる）

教育資金贈与信託の実績（令和5年3月末時点）

- 制度創設から令和5年3月末までで累計で**契約件数約26万件**、**信託財産設定額は約2兆円弱**。
- 教育資金としての払出額は**約9千6百億円**。
- 令和4年度の**新規契約は約1万件**。

制度利用者の声

- 信託協会が実施した調査（※）によると、本制度がなかった場合、「**進学等を諦めた**」と回答した割合は**約3割**。
- そのほか、信託協会が実施した調査において
 - ・まとまった金額で用途が教育に限られることが、**子供の可能性を広げるために積極的に利用しよう**という思考に繋がった。
 - ・お金に余裕ができたので、**子供と一緒にいられる時間ができた**。
 などの声も寄せられている。

（※）出典：一般社団法人信託協会「教育資金贈与信託に関する受益者向けアンケート調査」（2022年10月）

大学等を設置しようとする学校法人等の設立のための寄附金を指定寄附金の対象とすることについて

令和5年3月27日(月)
私立学校法の改正について(私学部資料)より抜粋

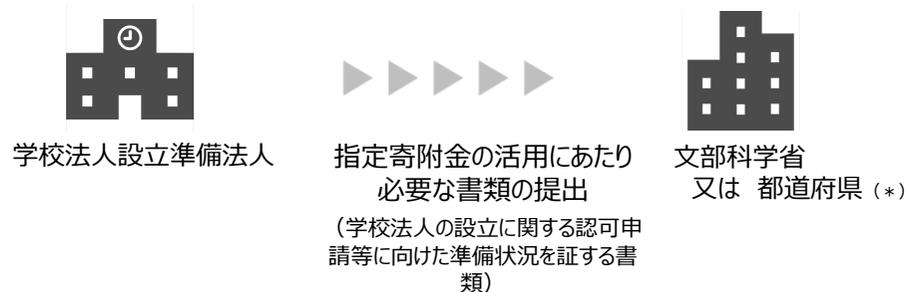
4年制大学、高等専門学校、専修学校専門課程を設置する学校法人等の設立のための費用に充てられる企業等からの寄附金について、**一定の要件**を満たしたものについては、その**寄附額の全額が指定寄附金の対象**とされることになりました！

対象となる寄附金の要件

- 学校法人等の**設立に必要な費用に充てられるもの**
- 財務大臣に対して届出があった日から令和10年3月31日までの間に支出されるもの
- **学校法人等の設立前にされる寄附金で、法人税法施行令第75条に規定する寄附金に該当するもの**
- 設置しようとする大学等が、法人設立後5年以内で募集要綱に定める日までに**認可されない場合には、国または地方公共団体に寄附するとして募集された寄附金**

寄附金募集までの流れ(イメージ)

① 学校法人設立準備法人から文部科学省又は都道府県への書類提出



(文部科学省又は都道府県への提出が必要な書類)

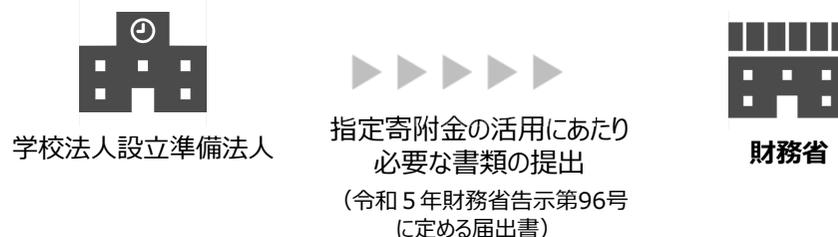
- 設立趣意書
- 設立決議録
- 設置認可の申請をする予定の大学等の概要を記載した資料 等



提出先において書類を確認し、問題がないようであれば、当該準備法人に対し、「指定寄附金の活用に係る提出書類に関する受理書」を交付します。

(*) 大学・高等専門学校を設置しようとする場合…文部科学省
専修学校を設置しようとする場合…都道府県

② 学校法人設立準備法人から財務省への書類提出



(財務省への提出が必要な書類)

- 学校法人設立準備法人の定款、寄附行為、規則等
- 寄附金募集要綱
- 指定寄附金の活用に係る提出書類に関する受理書の写し 等



財務省において所定の届出書の提出を確認でき次第、財務省から当該準備法人に対し、「学校法人設立準備法人の募集する寄附金に関する届出書の受理書」を交付します。財務省からの受理書の交付をもって、本指定寄附金の活用が可能になります。

▶ 本指定寄附金の活用については、まずは **文部科学省私学行政課 法規・企画係** にご相談ください！

日本私立学校振興・共済事業団法施行規則の一部を改正する省令の概要



文部科学省

趣旨

- ✓ 日本私立学校振興・共済事業団（以下「私学事業団」という。）が行う**私立の専修学校への資金貸付けの対象**については、「**職業に必要な技術の教授を目的とするものであって、文部科学省令で定める課程を有するもの**」とされている。（日本私立学校振興・共済事業団法施行令第2条第1項）
- ✓ 時代が変化する中、**新たな職業ニーズに応じた人材育成を行う専修学校**も出てきているが、**現行規定では、私学事業団による資金貸付けを希望しても、資金貸付けを行うことができないものもあることが課題**となっている。
- ✓ **今後も新たな職業ニーズに応じた人材育成を行う専修学校が出現することも見据えつつ**、私学事業団による**資金貸付けの対象範囲の拡大等を行うため**、日本私立学校振興・共済事業団法施行規則について、**所要の改正を行う**。

改正の概要

- 現行規定では、私学事業団が行う私立の専修学校への資金貸付けの対象範囲について、専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）で規定する「**学科の属する分野の区分**」のうち、
 - ・ 「工業関係」「農業関係」「医療関係」「衛生関係」「教育・社会福祉関係」「商業実務関係」の6分野について、分野全体を包括して規定する一方、
 - ・ 上記以外の2分野（「服飾・家政関係」「文化・教養関係」）については、「服飾、デザイン、写真、外国語、音楽又は美術」と個別に規定している。
- 現行規定にはない**新たな職業ニーズに応じた人材育成を行う専修学校**について、私学事業団による**資金貸付けができないという課題を解消するとともに**、今後、**新たな職業ニーズに応じた人材育成を行う専修学校が出現することも見据え、私学事業団による私立の専修学校への資金貸付けを柔軟に行っていくことができるよう、資金貸付けの対象範囲を拡大するものである。**

分野	学科の例	現行	改正後
工業、農業、医療、衛生 教育・社会福祉、商業実務	(略)	○	○
	服飾・家政	服飾	○
料理		×	○
文化・教養	デザイン	○	○
	写真	○	○
	外国語	○	○
	音楽	○	○
	美術	○	○
	芸術	×	○
	芸能	×	○
	スポーツ	×	○
	動物（トリマー等）	×	○
	日本語	×	○

施行期日

令和6年4月1日

学校法人制度改革の具体的方策について【概要】

令和4年3月29日
大学設置・学校法人審議会 学校法人分科会
学校法人制度改革特別委員会

1 私立学校法と学校法人の独自性

- 学長・校長の権限を最大限尊重しつつ、**設置する学校の教育研究の発展に向け、高度で複雑な戦略的経営が必要。**
経営と教学の協調を図りながら、運営基盤の強化、教育の質の向上、運営の透明性の向上という責務を果たす独自性を考慮すべき。
- 現在の制度は、所轄庁の違いや規模の大小等、**多様な学校法人を尊重し、柔軟に対応することができる包括的な制度設計。**
- 現在の評議員会の位置付けは、私的財産の抛出等に基づき、**創立の理念と建学の精神のもとに学校を設置・管理するという固有性を踏まえたもの。**
- 評議員会について、建学の精神に力点を置いた寄附行為の番人（＝伝統的なガバナンス構造）、教育研究活動の拡大等に伴う幅広い関係者との対話による公共性の維持（＝現代的なガバナンス構造）のそれぞれで、**業務執行に対するけん制機能の健全な実質化が必要。**
- 税制優遇や私学助成、幼児教育・高等教育の無償化等の進展を踏まえ、ガバナンス構造について、**社会的な信頼を確保すべき要請が強まっている。**

2 学校法人の機関構造設計の基本的視点と規律上の工夫

2-1 法人意思決定の構造とガバナンス構造との適切な構築

- ・ 「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」の考え方を基に、理事・理事会、監事及び評議員会のそれぞれの権限を明確に整理・分配。
私立学校の特性に応じた形で「建設的な協働と相互けん制」を確立する必要。
- ・ 不祥事発生背景となるガバナンス不全の構造的リスクを低減する観点から、評議員会の地位や理事・監事・評議員の選出の在り方を改善すべき。
- ・ 現状において問題がないとしても、改革が不必要であるとは言えず、大部分が寄附行為に委ねられているガバナンス構造を、法的規律で明確化。

2-2 規制区分・寄附行為自治・経過措置の工夫

- ・ 必要となる法的規律は共通に明確化して定めつつ、所轄庁の違いや、法人の規模を考慮するとともに、寄附行為による自治を一定の範囲で許容するなど、学校法人の実情にも配慮すべき。その際、知事所轄学校法人であっても、全国的に展開する等の大規模法人については、大臣所轄学校法人と同等の扱いとすることも検討。
- ・ あわせて、現状の機関構造からの変更については、負担の回避・軽減と継続性に鑑み、知事所轄学校法人については慎重に措置し、必要に応じて経過措置を検討。

2-3 各種ガバナンスのエンフォースメント

- ・ 適切な機関構造の設計により重層的にけん制機能を確保するとともに、事業報告書等の情報公開等によるガバナンスの実効性を確保することが必要。
- ・ 理事会・評議員会の適正な運営確保、訴訟制度の整備、刑事罰の新設（特別背任・贈収賄等）などについて、他法人制度を参考に導入。
- ・ ソフトローとしてのガバナンスコードの見直しや実効性確保の方策についても、必要な支援を行いつつ、自主的な検討と改善を促進。

3 学校法人改革の具体的方策

3-1 学校法人における理事会・評議員会の地位

(1) 学校法人における理事会と評議員会の意思決定権限

- 大臣所轄学校法人においては、法人の基礎的変更（任意解散・合併、それに準じる程度の寄附行為の変更）について、理事会の決定とともに評議員会の決議を要する。基礎的変更に関わらない業務に関する事項については、現行制度を維持。
- 知事所轄学校法人においては、現行制度を維持。

(3) 評議員会のチェック機能によるガバナンス強化

- 理事の選任については、評議員会その他の機関を選任機関として寄附行為上で明確化。評議員会以外の機関による選任の場合は、評議員会からの意見聴取を義務付け。
- 理事の客観的な解任事由（法令違反、職務義務違反、心身の故障等）を法定。
- 評議員会に、理事選任機関が機能しない場合の解任請求、監事が機能しない場合の差止請求・責任追及の請求等を認める。大臣所轄学校法人の評議員会の招集要件を緩和。
- 校長理事制度は、解任事由がある場合に理事としての解任がなされることを前提に維持。
- 理事の任期は4年を上限とし（再任は可）、監事・評議員の任期を超えない範囲で寄附行為で定める。
- 監事の不正報告、所轄庁の解任勧告の対象に評議員を含める。

3-2 学校法人における監査体制の充実

(1) 監事の地位の独立性と職務の公正性の確保

- 監事は評議員会が選任するとともに、役員近親者の監事就任を禁止。
- 理事と同様、監事の客観的な解任事由を法定。
- 監事の任期は理事の任期と同等以上となるよう寄附行為で定める。
- 大規模大臣所轄学校法人については、監事の一部を常勤化することとする。
- 評議員会と協働し、的確な判断をするため、監事が評議員会に出席し、意見を述べる責務を明確化。

3-3 その他

- 役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得について、これまでの不祥事案を踏まえ、他の公益法人制度に合わせて刑事罰を新設。
- 学校法人が私人の寄附財産等により設立・運営されることを示す意義に鑑み、評議員、外部理事等の理解を積極的に得る努力をしつつ、「寄附行為」の名称は維持。

(2) 理事会の監督機能によるガバナンス強化

- 理事会による理事長の選定・解職を法定。
- 重要事項の決定につき、個別の理事への委任を禁止。
- 理事に対し理事会への職務報告を義務付けるとともに、理事会の構成や活動状況等の情報について、事業報告書における情報開示を促進。
- 大臣所轄学校法人においては、外部理事の数を現行の最低1人から引き上げ。

(4) 評議員の選任と評議員会の構成等の適切化

- 評議員の選任については、評議員会を選任機関として明確化し、理事・理事会による選任に一定の上限を設定。あわせて、評議員に求める資格・能力の要件を明確化。
- 理事と評議員の兼職を禁止。あわせて、評議員の下限定数を引き下げ。
- 評議員会機能の健全な実質化・可視化を図るため、役員近親者、教職員、卒業生等、属性に応じた上限割合を設定。知事所轄学校法人については、規模や関係者の範囲も踏まえて円滑な事業継続に配慮。
- 評議員の任期は6年を上限とし（再任は可）、寄附行為で定める。

(2) 重層的な監査体制の構築

- 大臣所轄学校法人において、リスクマネジメントや内部監査、監事への内部通報等の内部統制システムの整備を理事会に義務づけるとともに、会計監査人による会計監査を制度化。その際、私学法及び私学振興助成法に基づく計算書類や会計基準を一元化し、両法に基づく監査の重複を排除。
- 事業報告書において学校法人のガバナンスに関する情報を積極的に開示する仕組みとするとともに、計算書類においてはセグメント別の情報表示を検討。
- 子法人の設置により、ガバナンス構造に間隙が生じないよう、計算書類の注記における記載事項等の見直しを検討するとともに、監事・会計監査人の調査対象に子法人を含める。

私立学校法の一部を改正する法律の概要

令和5年3月27日(月)
私立学校法の改正について
(私学部資料)より抜粋

趣旨

我が国の公教育を支える私立学校が、社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するための制度改正を行う。

幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図るため、理事、監事、評議員及び会計監査人の資格、選任及び解任の手続等並びに理事会及び評議員会の職務及び運営等の学校法人の管理運営制度に関する規定や、理事等の特別背任罪等の罰則について定める。

概要

「**執行と監視・監督の役割の明確化・分離**」の考え方から、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、私立学校の特性に応じた形で「**建設的な協働と相互けん制**」を確立。

1. 役員等の資格・選解任の手続等と各機関の職務・運営等の管理運営制度の見直し

① 理事・理事会

- 理事選任機関を寄附行為で定める。理事の選任に当たって、理事選任機関はあらかじめ評議員会の意見を聴くこととする。 (第29条、第30条関係)
- 理事長の選定は理事会で行う。 (第37条関係)

② 監事

- 監事の選解任は評議員会の決議によって行い、役員近親者の就任を禁止する。 (第31条、第45条、第46条、第48条関係)

③ 評議員・評議員会

- 理事と評議員の兼職を禁止し、評議員の下限定数は、理事の定数を超える数まで引き下げる。 (第18条、第31条関係)
- 理事・理事会により選任される評議員の割合や、評議員の総数に占める役員近親者及び教職員等の割合に一定の上限を設ける。 (第62条関係)
- 評議員会は、選任機関が機能しない場合に理事の解任を選任機関に求めたり、監事が機能しない場合に理事の行為の差止請求・責任追及を監事に求めたりすることができることとする。 (第33条、第67条、第140条関係)

④ 会計監査人

- 大学・高等専門学校を設置する大臣所轄学校法人等では、会計監査人による会計監査を制度化し、その選解任の手続や欠格要件等を定める。 (第80条～第87条、第144条関係)

2. 学校法人の意思決定の在り方の見直し

- 大臣所轄学校法人等においては、学校法人の基礎的変更に係る事項（任意解散・合併）及び寄附行為の変更（軽微な変更を除く。）につき、理事会の決定に加えて評議員会の決議を要することとする。 (第150条関係)

3. その他

- 監事・会計監査人に子法人の調査権限を付与する。 (第53条、第86条関係)
- 会計、情報公開、訴訟等に関する規定を整備する。 (第101条～第107条、第137条～第142条、第149条、第151条関係)
- 役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得についての罰則を整備する。 (第157条～第162条関係)

施行日・経過措置

令和7年4月1日（評議員会の構成等については経過措置を設ける）

私立学校法の改正（令和5年改正）に関する説明

文部科学省のWebページにて、令和5年私立学校法の改正について説明
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritsu/mext_00001.html



The screenshot shows the MEXT website header with the logo and navigation menu. The main content area is titled "私立学校法の改正について(令和5年改正)". It contains a paragraph explaining the amendments, a link to a Q&A page, and a link to a survey form. The text is in Japanese and provides details about the legislative process and where to find more information.

私立学校法の改正に関する説明動画

<https://www.youtube.com/watch?v=z8RnOPF4hQ0>



The screenshot shows a YouTube video player with a speaker icon. The video content is a presentation slide titled "私立学校法の一部を改正する法律案の概要". The slide lists key points of the amendments, such as the restructuring of the board of directors and the role of the board of trustees. The video player interface includes a progress bar, volume control, and a share button.

私立学校法の改正に関する説明資料

https://www.mext.go.jp/content/20230428-mxt_sigakugy-000021776-01.pdf



The cover page features the MEXT logo and the title "私立学校法の改正について". The background has a blue and white geometric pattern. The text is in Japanese and provides a clear overview of the document's content.

【説明資料目次】

1. 改正のポイント解説

- (1) 総論
- (2) 全体スケジュール
- (3) 改正のポイント
- (4) 規模に応じた区分
- (5) 理事・監事・評議員の構成に関する要件等
- (6) 任用・選任手続き等
- (7) 決算・会計等
- (8) 附帯決議
- (9) 大学等の設置等に係る寄附行為（変更）認可申請
- (10) 都道府県への依頼事項

2. 個別条文解説

…よく問われるものは
赤いフラグ付きで解説

学校安全の体系及び主な課題等

- 学校安全は、①児童生徒等が自ら安全に行動するとともに、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力の育成と、②児童生徒等の安全を確保するための体制整備により推進（「安全教育」と「安全管理」から構成）。
～学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 第2節学校安全の考え方 ポイントより抜粋(P.9)～
- 東日本大震災・熊本地震のような地震及び台風・集中豪雨等による自然災害、登下校中の子供が巻き込まれる交通事故、学校内外における子供を脅かす事件など、様々な安全上の課題への対応が求められている。

学校安全の主な体系

● 学校保健安全法 ※第26条から第31条までは専修学校に準用

<専修学校に準用される主な内容>

第26条 学校安全に関する学校設置者の責務

⇒設置する学校における事故、加害行為、災害等による危険防止と危険又は危害が生じた場合における適切な対処ができるよう必要な措置を講ずるよう努める

第27条 学校安全計画の策定

⇒学校の安全に関する取組（安全教育・安全管理）の年間計画を策定し、これを実施しなければならない

第28条 学校環境の安全の確保

第29条 危険等発生時対処要領の作成等

⇒危険発生時に学校の教職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領の作成
⇒校長は、対処要領の職員に対する周知、訓練の実施等の必要な措置を講ずる 等

第30条 地域の関係機関等との連携

第31条 学校の設置者の事務の委任

第32条 専修学校の保健管理等

- **第3次学校安全の推進に関する計画**（閣議決定） 計画期間：令和4年度～令和8年度

第3次学校安全の推進に関する計画（概要）

- 学校安全の推進に関する計画：各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、国が策定する計画（学校保健安全法第3条第2項）
- 「第3次学校安全の推進に関する計画の策定について（令和4年2月7日中央教育審議会答申）」を踏まえ、令和4年3月25日（金）に閣議決定（計画期間：令和4年度から令和8年度までの5年間）

I 総論

第3次計画の策定に向けた課題認識

- 学校が作成する計画・マニュアルに基づく取組の実効性に課題
- 学校安全の取組内容や意識の差
- 東日本大震災の記憶を風化させることなく今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていく必要性など

施策の基本的な方向性

- 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める
- 地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策を推進する
- 全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進する
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する
- 事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」する
- 学校安全に関する意識の向上を図る（学校における安全文化の醸成）

目指す姿

- 全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること
- 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること
- 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること

II 推進方策

 **5つの推進方策**を設定し、学校安全に関する具体的な取組の推進と学校安全に関する社会全体の意識の向上を図る

1. 学校安全に関する組織的取組の推進

2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

3. 学校における安全に関する教育の充実

4. 学校における安全管理の取組の充実

5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

MEXT
文部科学省
×
学校安全
School Safety

- 文部科学省作成
学校安全参考資料一覧
- 文部科学省予算事業
- 都道府県・政令市教育委員会
作成資料一覧

学校安全に関する情報は
「学校安全ポータルサイト」
で検索！！



こちらのQRコードから
サイトをご覧ください。

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/index.html>

コンテンツ例

「危機管理マニュアル作成の
手引」など学校安全資料

文科省からのお知らせを
毎月更新

都道府県の研修会
情報や文科省主催の
研修会資料

「アラートによる情報伝達と学校における避難行動（例）」

教職員のための学校安全e-ラーニング

- 第3次学校安全の推進に関する計画（令和4年3月25日閣議決定）
- 学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査
- 研修会情報
- 登下校防犯プラン
- 学校事故対応に関する指針と学校管理下における重大事故事例
- 熱中症・水難事故防止関連情報

文部科学省作成資料・取組・事業

学校安全推進のための参考資料や、全国で実施している取組・モデル事業等を掲載。

- 全国での取組・モデル事業（研修会情報）
- 学校安全参考資料
- 映像資料

今月のニュース

学校安全に関する全国での取組や、文部科学省からのお知らせなどを紹介。

- 令和4年9月号 職員日より
- バックナンバー

表彰制度

内閣総理大臣表彰や文部科学大臣表彰、その他関係省庁が実施している学校安全コンクールを紹介。

- 安全功労者内閣総理大臣表彰
- 学校保健・安全文部科学大臣表彰
- その他表彰・コンクール情報（他機関・団体主催）

研修会情報

防災教育、学校安全に関する公開授業・セミナーの開催情報を紹介。

- 学校安全指導者研修会
- 健康教育・食育行政担当者連絡協議会
- 全国学校保健・安全研究大会
- 都道府県・政令市主催 研修会・セミナー等

関連情報へのリンク - 関係省庁の学校安全に関する情報を紹介

当サイトは、学校安全のために、文部科学省や都道府県等で実施している取組やこれまでに作成した資料などを掲載しています。

各地域で取り組まれている学校安全の実践事例等を共有し、防災教育を含む安全教育の更なる充実を図るために、情報発信を行っています。

全ての年齢層に対する自転車乗用時のヘルメット着用の努力義務化 (施行日: 令和5年4月1日)

- ・ 頭部受傷の交通事故において、ヘルメット着用による被害軽減効果は、統計上明らかであり、世代を問わず、着用が望ましい。
- ・ 小・中学生のヘルメット着用は徐々に進んでいるが、その他の年代では着用が浸透していない。
- ・ 第11次「交通安全基本計画」において、全ての年齢層の自転車利用者に対して、ヘルメット着用を推奨

○ 全ての年齢層に対する自転車乗用時の乗車用ヘルメット着用の努力義務化

新たな交通ルール(特定小型原動機付自転車) (施行日: 公布日から2年以内の政令で定める日)→令和5年7月1日施行予定

- ・ 性能上の最高速度や大きさが自転車と同程度の電動キックボード等について、自転車と同様の交通ルールを新たに定める。



(1) 最高速度、車体の大きさ等

- ・ 最高速度: 一般的な自転車利用者の速度 (時速20km以下)
- ・ 車体の大きさ: 長さ190cm × 幅60cm
※ 普通自転車相当

(2) 運転することができる者

- ・ 年齢制限 (16歳未満の者は運転を禁止)、運転免許は不要
- ・ 販売やシェアリング事業を行う者に対し、交通安全教育を行う努力義務を課す

現在は、原動機付自転車に該当し、原付以上の免許が必要

(3) 通行場所

- ・ 車道、普通自転車専用通行帯、自転車道を通行
- ※ 最高速度の制御(6km/h)とそれに連動する表示をした場合には、例外的に歩道(自転車歩道通行可の歩道のみ)等の通行可

(4) 乗車用ヘルメット

- ・ 全ての年齢層で、着用は努力義務

(5) 違反者に対する措置

- ・ 交通反則通告制度及び放置違反金制度の対象とする
- ・ 悪質・危険な違反行為を繰り返す者には講習の受講を命令(命令違反には罰則)

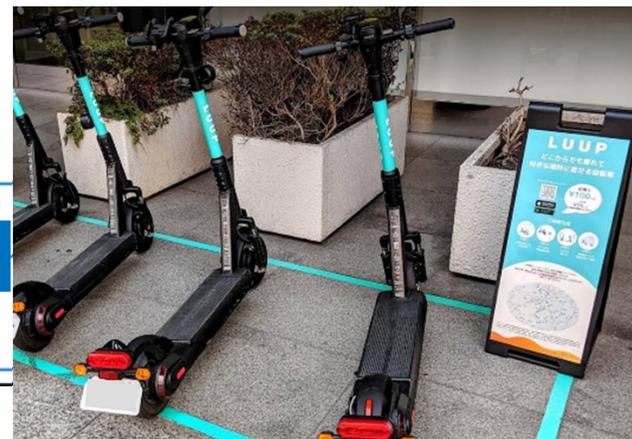
① 道路交通法施行令の一部を改正する政令案

■ 道路交通法施行令の一部改正

- 特定小型原動機付自転車に従うべき信号は、軽車両又は自転車と同様とし、特例特定小型原動機付自転車に従うべき信号は、普通自転車（長さ190cm、幅60cmを超えないなどの基準に適合する自転車で、他の車両を牽引していないもの）と同様とする。【第2条第1項及び第4項関係】
- 特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令の対象となる行為を次のとおり定める。【第41条の3第1項関係】
 - ①信号無視、②通行禁止違反、③歩行者用道路徐行違反、④通行区分違反、⑤歩道徐行等義務違反、⑥路側帯進行方法違反、⑦遮断踏切立入り、⑧優先道路通行車妨害等、⑨交差点優先車妨害、⑩環状交差点通行車妨害等、⑪指定場所一時不停止等、⑫整備不良車両の運転、⑬酒気帯び運転等、⑭共同危険行為等、⑮安全運転義務違反、⑯携帯電話使用等、⑰妨害運転
- ※ 自転車を対象としていない違反行為である⑭及び⑯以外は、自転車運転者講習の受講命令に係る危険行為と同一又は類似のもの
- 特定小型原動機付自転車運転者講習に係る手数料の標準について、自転車運転者講習と同額（講習1時間当たり物件費550円、人件費1,450円）とする。【第43条第1項関係】
- 特例特定小型原動機付自転車の歩道徐行等義務違反及び路側帯進行方法違反を反則行為の種類として追加し、その反則金の額を3,000円と定める。【別表第6関係】
- その他所要の規定を整備する。

■ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部改正

- いわゆる条ずれの規定の整理を行う。



令和5年4月1日以降のマスク着用の考え方の見直し等

令和5年4月1日以降の専修学校等におけるマスク着用の考え方の見直しと学修者本位の授業の実施等について（周知）（抄）（令和5年3月17日）

（1）専門学校等におけるマスク着用の取扱い等について

- ・生徒及び教職員については、教育活動の実施に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とすること。
- ・ただし、通学時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、学修活動等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、生徒及び教職員についても、着用が推奨されること。
- ・基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望する場合や、健康上の理由によりマスクを着用できない場合もあることなどから、生徒及び教職員に対してマスクの着脱を強いることのないようにすること。生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に対応すること。
- ・新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は生徒にマスクの着用を促すことも考えられるが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることのないようにすること。
- ・咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うことに留意すること。
- ・入学式等の式典や行事においても、生徒・教職員・来賓・保護者等にマスクの着用を求めないことを基本とすること。なお、入学式等の式典・行事については、生徒にとってかけがえのない機会であることを十分に踏まえ、必要に応じて以下に記載の学校衛生管理マニュアルを参考にして、実施を検討いただきたいこと。
- ・「マスク着用の考え方の見直し等について」においては、「…基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人の距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いする。」とされているところであり、専門学校等においても、引き続き、効果的な換気の実施など基本的な感染症対策を適切に講じること。その際、学校衛生管理マニュアルや「業種別ガイドラインの見直しのためのポイント」（第6版：令和5年3月7日※令和5年3月13日より適用）を必要に応じて参考にすること。
- ・その他、「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について（通知）」（令和5年3月17日付け4文科初第2507号）や、同通知で改訂された学校衛生管理マニュアルを必要に応じて参考にすること。

（2）学修者本位の教育活動の実施と生徒に寄り添った対応について

- ・専門学校等の授業の実施に当たっては、地域の感染状況等も踏まえて適切な感染症対策を講じつつ、面接授業や遠隔授業の適切な実施をはじめとする学修者本位の教育活動の実施に取り組むこと。なお、遠隔授業を行う場合においては、「専門学校における遠隔授業の取扱いについて（周知）」（令和3年6月9日付け3文科教第283号）等を参照の上、適切に対応すること。
- ・図書館をはじめとする学内施設は、学修活動の拠点として重要な意義を有することも踏まえ、生徒・教職員等の利用に供するための工夫に努めること。
- ・新型コロナウイルス感染症のワクチンに関しては、各専門学校等においても、生徒等に対して正確な情報発信に努めること。ただし、ワクチンの接種はあくまでも被接種者の判断に基づくものであり、接種をしていないことを理由に不当な差別的取扱いを行うことは許されないことや、政府においては、学校の教育活動への参加についてワクチンの接種を条件とすることとはしていないことに留意すること。
- ・面接授業と遠隔授業を併用する場合などにおいて、学科や学年等によって面接授業の機会が乏しくなる生徒が生じ得ることに留意し、当該生徒の学修機会の確保やメンタルヘルスケア等について必要に応じ配慮を行うこと。また、全ての生徒が学修に専念できるよう、生徒一人一人の立場に立って、きめ細かな対応に努めること。新入生やこれまで新型コロナウイルス感染症の影響を受けてきた生徒に対して、優先的に面接授業を実施することや、質の高い学修の基礎となる生徒同士のコミュニケーションの円滑化に資する交流の機会を設定すること等の配慮を講じることが考えられること。
- ・基礎疾患があるなど様々な事情により感染不安を有する者に対しては、個々の生徒の状況に可能な限り配慮した学校運営に努めること。
- ・授業の実施方針等について不安や疑問を抱いている生徒がいる場合には、専門学校等の考え方や、感染症対策のために講じている措置の必要性や合理性について丁寧に説明するなど、生徒が安心し、納得して学修に取り組むことができる環境の確保に努めること。必要に応じて、生徒から十分な理解や納得を得られているかについて適切に把握すること。
- ・専門学校等の判断や考え方についての説明に際しては、判断の理由や根拠も含めて生徒一人一人に伝え、生徒の理解を得るよう努めることが求められることや、受験生の進学先の参考にもなるよう、ウェブ・サイトへの掲載等により公表することが考えられること。また、各専門学校等が徴収する授業料や施設設備費等のいわゆる学納金の必要性やその金額の合理性等について、生徒等に対して丁寧に説明し、その理解を得るよう努めること。
- ・修学に係る相談体制については、学内の組織体制の整備（相談窓口の設置や教職員への研修、電話やメール等での相談にも確実に対応できる体制の確保）、専門家との連携等によるきめ細かな対応を行うこと等を徹底いただき、引き続き、困難や不安を抱える生徒等の目線に立った対応をするよう努めること。また、令和2年度以降の入学者をはじめとして、生徒が様々な不安を抱えやすい状況にあるため、引き続き、支援を必要としている生徒等一人一人に確実に情報が行き届くような手段（メールやSNSの活用、授業における周知や生徒の目につきやすい掲示等）の確保や、各種通知の件名の工夫等による生徒に内容の確認を促す取組の実施等により、効果的な情報発信を図ること。

インボイス制度（1）

令和5年10月1日
開始

インボイス制度とは

- 適格請求書等保存方式（インボイス制度）とは、複数税率に対応したものとして開始される、消費税の**仕入税額控除の方式**。
- 買い手が仕入税額控除の適用を受けるためには一定の事項を記載した帳簿のほか、売手から交付を受けた「インボイス」等の保存が必要。
- 「インボイス」を交付することができるのは、**税務署長の登録を受けた課税事業者である「インボイス発行事業者」のみ**
※ インボイス発行事業者の登録は事業者の「任意」

請求書

△△商事(株)
登録番号 T 012345...

(株)〇〇御中

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
	...	
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

* 軽減税率対象

インボイスのイメージ

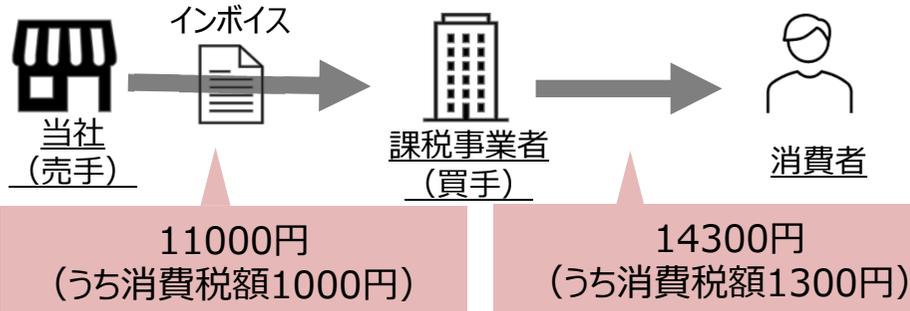
仕入税額控除とは

$$\text{売上げの消費税額} - \text{仕入れや経費の消費税額} = \text{納付する消費税額}$$

仕入税額の控除

※ インボイスがなければ仕入税額控除できない

取引の流れ



買手の納付税額について

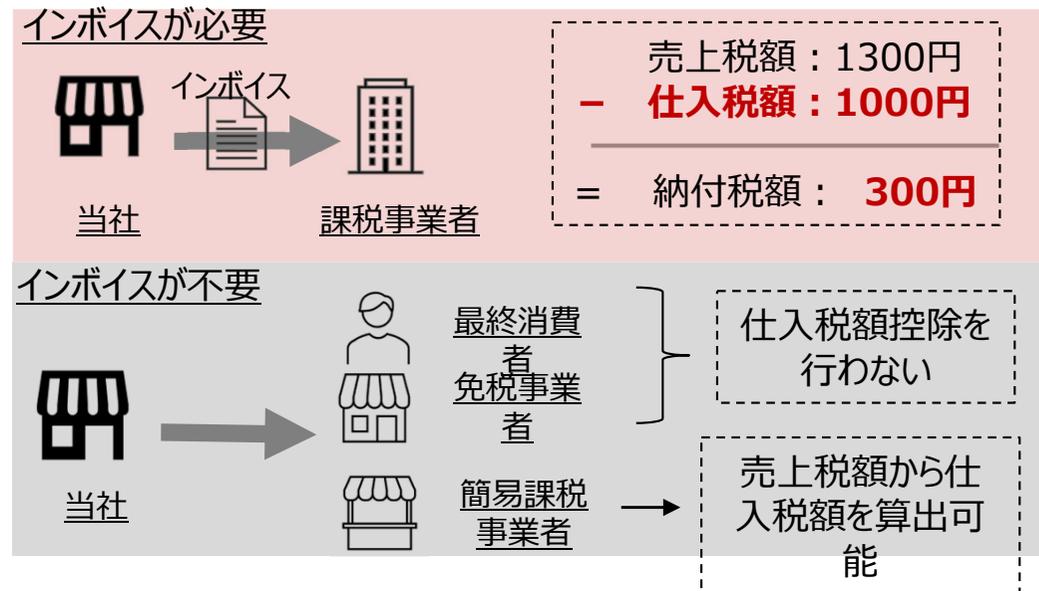
【インボイスあり】	【インボイスなし】
売上税額：1300円	売上税額：1300円
- 仕入税額：1000円	- 仕入税額：0円
= 納付税額：300円	= 納付税額：1300円

納付税額が大きい

インボイス制度（2）

学校法人はインボイス発行事業者の登録を受ける必要があるか？

- 基本的に、売上先が、
✓消費者又は免税事業者である場合
✓簡易課税制度を適用している事業者の場合
インボイスを交付しなくても売上先に影響はない。
- 学校法人の売上先が学生生徒等となる場合インボイスの発行が不要だが、付随事業及び収益事業等において、売上先が課税事業者となる場合、インボイスがないと仕入額控除ができないため、取引先への確認を要する。



◆ 免税事業者がインボイス発行事業者となる場合について

インボイス発行事業者の登録を受けるかは事業者の任意となっている。免税事業者がインボイス発行事業者となる場合には課税事業者となる必要があり、インボイス発行事業者となった後については基準期間の課税売上高に関わらず、消費税の申告・納税等が必要になる。令和5年10月1日～令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受けた場合、登録を受けた日から課税事業者となることが可能

◆ 免税事業者との取引

インボイス制度の下では、免税事業者からの課税仕入れについてはインボイスの交付を受けることができないことから、原則仕入税額控除ができない。ただし、インボイス制度開始から一定期間はインボイスがなくても仕入税額相当額の一定割合の控除が可能。（制度開始後3年間は80%、4年後から6年後までは50%控除可能。）

□ 免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice_qanda.html

□ 国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

専門学校における障害者への対応

(現状)

- ・ 障害者差別解消法の一部改正法が令和3年6月に公布され、専門学校を含む私立学校等における合理的配慮の提供が、公布から3年以内に法的義務化（時期未定）。
- ・ 独立行政法人日本学生支援機構において、令和3年度より専門学校における障害のある学生への支援に係るオンラインセミナーを実施しており、文部科学省からも説明。専門学校関係者に対する障害学生支援の理解・啓発を図っている。

(合理的配慮について)

- ・ 「事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」
(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（改正法） 第8条第2項)
- ・ 合理的配慮の内容を決定するための一般的な手順として、障害のある学生の困り感やニーズを丁寧に聞き取るとともに、学校としてできること、できないことを伝えるなど、建設的対話を重ねて双方が納得できる決定ができるようにすること等とされている。（日本学生支援機構「合理的配慮ハンドブック」より）

独立行政法人日本学生支援機構「合理的配慮ハンドブック」(抜粋)

(配慮内容の決定と建設的対話)

- 合理的配慮の内容を検討する際、大学等が一方的に決めるのではなく、障害のある学生本人の意思決定を重視します。
- 障害のある学生の困り感やニーズを丁寧に聴き取るとともに、大学等としてできること、できないことを伝えるなど、建設的対話を重ねて双方が納得できる決定ができるようにします。この際、本人が具体的にどうしたらよいか分からない場合、自ら意思決定を行うことが困難である場合は、配慮の受け方について支援します。「やってあげる」支援ではなく、「自分で決められるようになる」支援であることが重要です。
- 合理的配慮の決定手続きについては、学内規定を定め、それに沿って行ないます。
- 合理的配慮の内容は、授業担当者や特定の教職員の個人判断ではなく、委員会等で組織として最終決定がなされるようにします。

(内容決定の際の留意事項：教育の目的・内容・評価)

- 合理的配慮の内容が妥当かどうかの判断基準として、教育の目的・内容・評価の本質を変えないという原則があります。合理的配慮としてできること、できないことの基準が明確となるよう、これらの本質は明確にして公開される必要があります。

(内容決定の際の留意事項：過重な負担)

- 提供する側にとって過重な負担となる場合は合理的配慮とは言えませんが、どの程度の負担なら「過重」なのかについては、明確な基準があるわけではありません。
- 授業担当者が個人的に負担と感ずるとか、障害学生支援部署の予算が限られているからといった理由のみでは、必ずしも過重な負担とは言えません。予算に関しては障害学生支援部署の予算のみならず、大学等全体でどうしていくかを考えていくことが望ましいと思われます。

(合意形成が難しい場合)

- 決定された合理的配慮の内容に学生が納得できない場合、学生が差別的取扱いを受けたと感じた場合に、相談できる窓口を準備しておく必要があります。

(結果のモニタリング)

- 合理的配慮は、ずっと同じことを続ければよいというものではありません。授業の種類によって、ニーズも異なってきます。学生、教員双方から配慮の結果について聞き取り、必要があればやり方を変えていけるようにしましょう。

政府におけるハラスメント対策に関する取組

- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律及び関係省令等の施行について」

(R2.3.26総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課)

- 「専門学校等におけるハラスメントの防止等について」(R4.3.24総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡)

- 「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」(H18厚生労働省告示第615号・最終改正R2.1)(抜粋)

2 職場におけるセクシュアルハラスメントの内容

(1)…被害を受けた者(以下「被害者」という。)の性的指向又は性自認にかかわらず、当該者に対する職場におけるセクシュアルハラスメントも、本指針の対象となるものである。

(4)「性的な言動」…を行う者には、労働者を雇用する事業主…、上司、同僚に限らず…、学校における生徒等もなり得る。

- 「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」

(R2厚生労働省告示第5号)(抜粋)

6 事業主が自らの雇用する労働者以外の者に対する言動に関し行うことが望ましい取組の内容

3の事業主及び労働者の責務の趣旨に鑑みれば、事業主は、当該事業主が雇用する労働者が、他の労働者(他の事業主が雇用する労働者及び求職者を含む。)のみならず、個人事業主、インターンシップを行っている者等の**労働者以外の者**に対する言動についても必要な注意を払うよう配慮するとともに、事業主(その者が法人である場合にあつては、その役員)自らと労働者も、労働者以外の者に対する言動について必要な注意を払うよう努めることが望ましい。

こうした責務の趣旨も踏まえ、事業主は、4(1)イの職場におけるパワーハラスメントを行ってほならない旨の方針の明確化等を行う際に、当該事業主が雇用する**労働者以外の者**(他の事業主が雇用する労働者、就職活動中の学生等の求職者及び労働者以外の者)に対する言動についても、同様の方針を併せて示すことが望ましい。

専修学校においては、
受験生、生徒等が想定される

- 法務省における人権相談について http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html

- 人権相談・調査救済制度リーフレット(相談窓口の連絡先、相談・調査救済制度の手続の流れ、実際の事例などを簡潔に記載し、法務局が行う相談・調査救済の内容を説明。) http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00194.html

- 外国人のための人権相談について <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>

◆相談体制の整備や啓発活動の実施等ハラスメントの防止等にむけた積極的な取組を実施し、生徒がハラスメントに悩ませることなく学べる教育環境の整備に努めていただくようお願いいたします。

【参考】大学におけるハラスメントに関する裁判で指摘されている事項

- 学生が教員から受けた**セクハラ“一時加害”**のみならず、正当な申立を行った被害学生等が被った**継続的な修学上の不利益取扱“二次加害”**についても**不法行為に当たると認定**。
- **セクハラを行った教員個人や不利益取扱を行った教員個人の責任**だけではなく、管理監督責任を有するはずの大学・学校法人という**組織全体の使用者責任も認定**。
- 抽象的概念である「**安全配慮義務**」について、具体的事例においてどのように扱うべきかを判示。

○損害賠償等請求控訴

(平成15年11月26日東京高等裁判所判決 平成14(ネ)2768) (抜粋)

第5 当裁判所の判断

3 被控訴人の使用者責任

被控訴人は、C教授に対し授業中にその内容と全く無関係な第三者の名誉を毀損する発言をすることを職務として許容していないのであるから、C教授の行為は被控訴人の事業の執行についてされたものではないと主張するが、C発言は、〇〇大学における講義時間中の教授としての発言、又は大学構内における教員としての発言であるから、C教授の被控訴人の教員としての行為と密接に関連するものであり、被控訴人の事業の執行につきされたものというべきである。

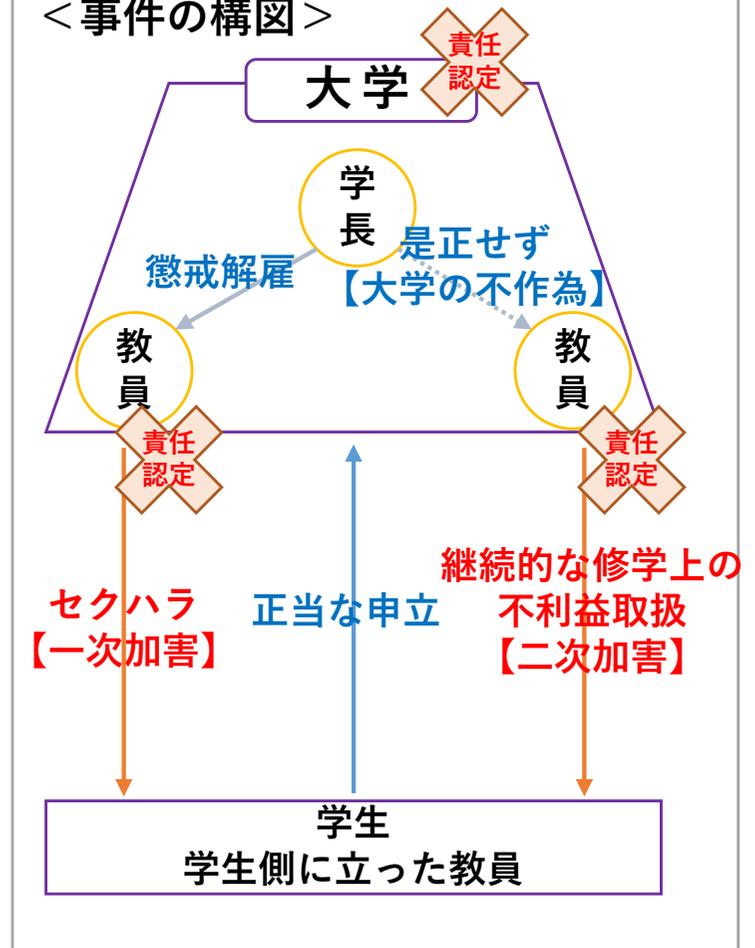
そうすると、被控訴人は、被用者であるC教授が違法なC発言をしたことについて、使用者として責任を負うものというべきである（民法715条）。

4 免責事由

(1) (略) 高等教育機関である大学の教員に教授の自由が保障されているというのは、教員の学問的な見解の表明として他の者の学問的業績等を批判することについては法的責任を問われないというものであり、講義の際の発言についてはその内容のいかんを問わず一切責任を負わないと保障されているわけではない。C発言の内容は、その学問的批判や見解の表明と評価し得るものではなく、控訴人及びセクシュアル・ハラスメントを受けた被害学生らの人格を攻撃し侵害するものであり、学問の自由、教授の自由によって保障されるものということとはできないから、C発言をしたC教授には不法行為が成立し、その雇用者である被控訴人は民法715条の使用者責任を免れるものではない。

(2) (略) 被控訴人が前記就業規則所定の懲戒権を適切に行使するなど何らかの適切な措置を採ったものと認めることはできない。以上によれば、被控訴人は、使用者としての監督義務を尽くしたということとはできず、民法715条所定の責任を免れることはできない。

<事件の構図>



※ 事件の詳細とそこからの問題点・理念については、

『大学の哲学<安全配慮義務>—教員<質向上>の方法』（秦澄美枝、2018年）を参照のこと。

5. その他

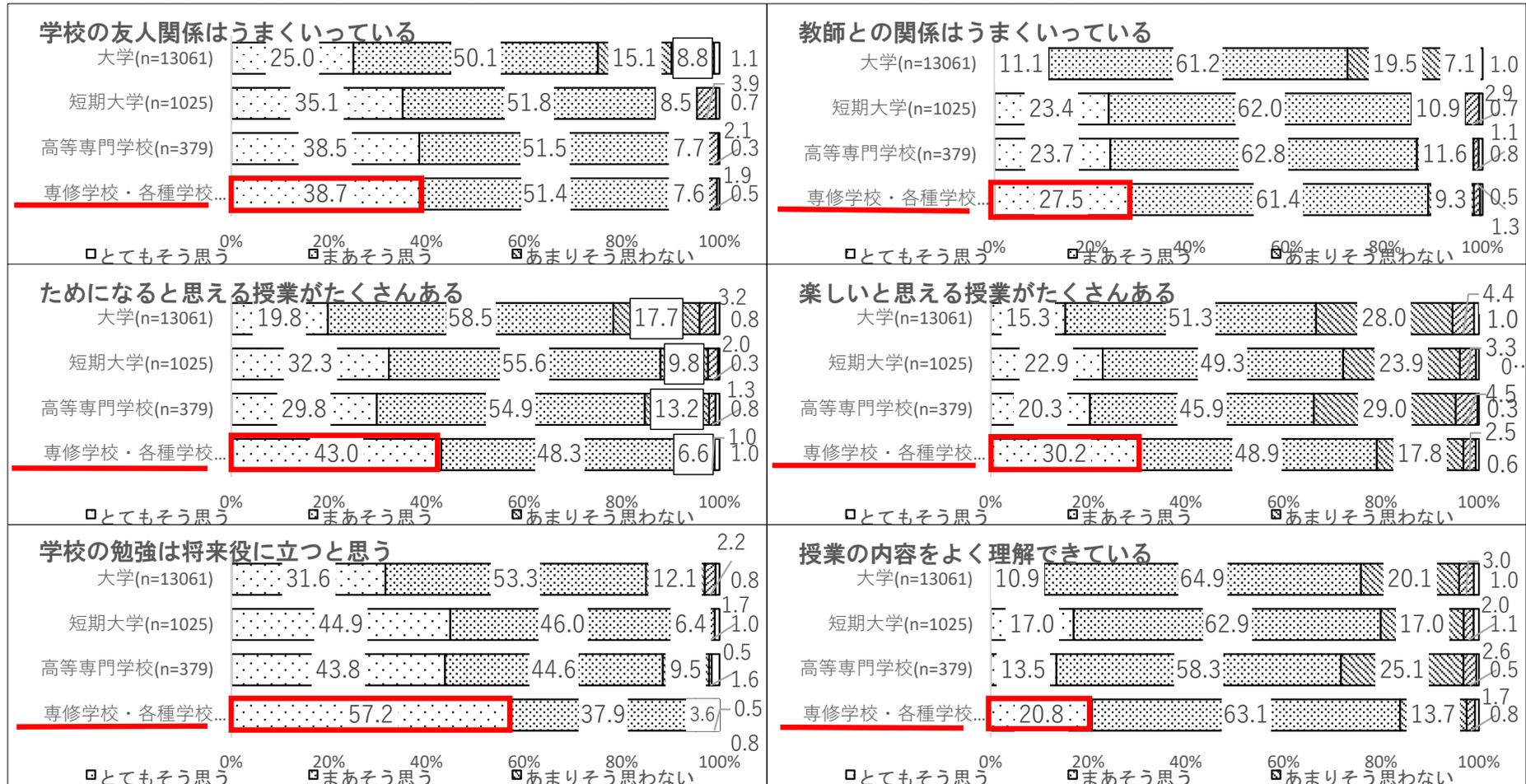
21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）結果（第19回・令和3年8月公表）



調査結果概要

学校生活の満足度

➔ 専修学校・各種学校の在学者は、全ての学校生活の満足度に係る項目について、「とてもそう思う」の割合が他の学校種と比較して最も高い。



高等専修学校(専修学校高等課程)の概要

1. 制度の創設

昭和51年1月11日

2. 目的、入学資格、設置基準

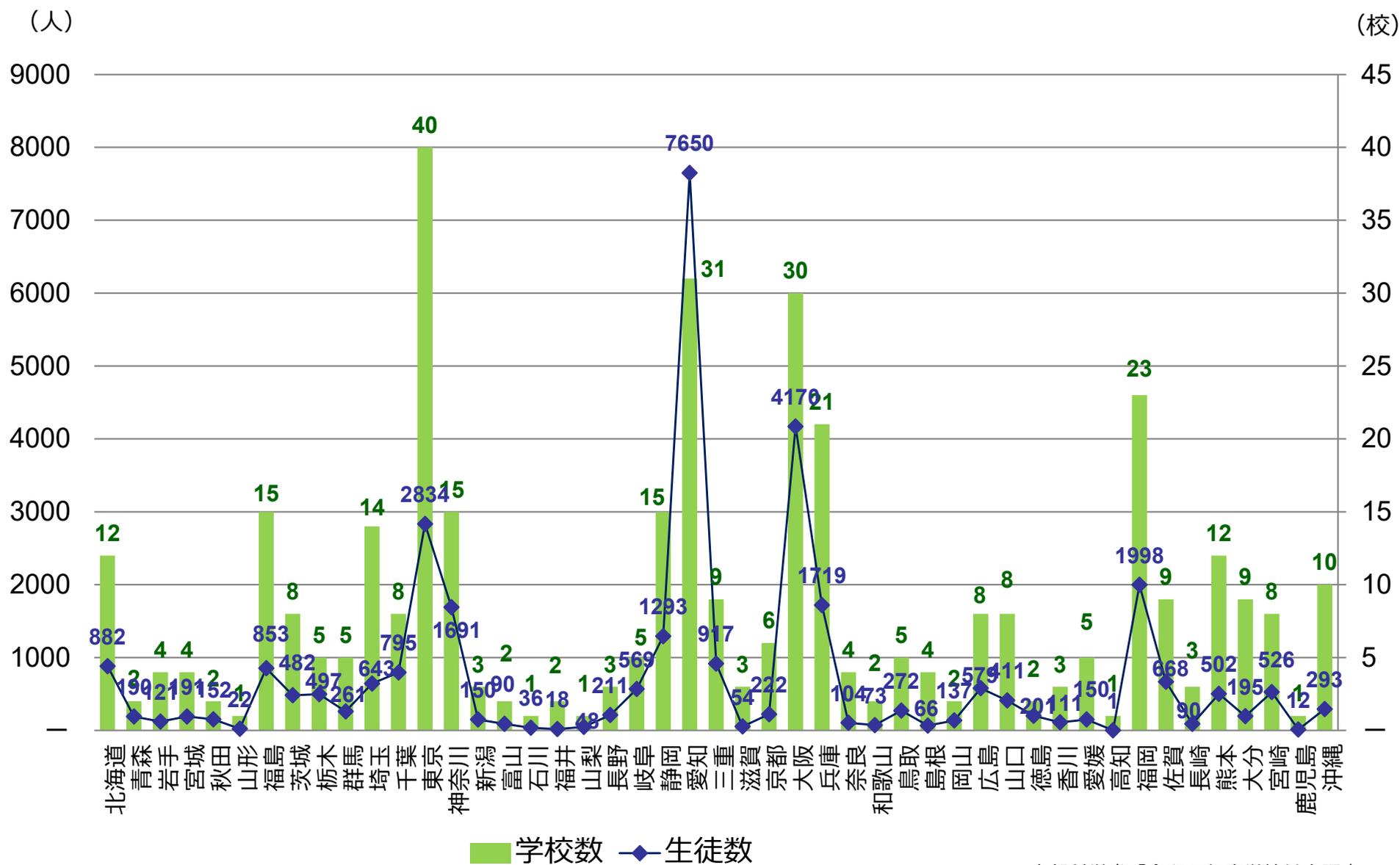
目的	中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする。(学校教育法第124条、第125条第2項)
入学資格	<ul style="list-style-type: none">・中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者・中等教育学校の前期課程を修了した者・中学校卒業等と同等以上の学力があると認められた者(外国の学校教育の9年課程修了者、認定在外教育施設の中学校同等課程修了者、等)
設置基準	<ul style="list-style-type: none">・修業年限1年以上・年間授業時数800単位時間以上・教育を受ける者が常時40人以上 等

3. 学校数、生徒数等の現状

設置者区分	総計	国立	公立	私立
学校数	386校 (100)	1校 (0.3)	6校 (1.6)	379校 (98.2)
生徒数	33,150人 (100)	4人 (0.0)	349人 (1.1)	32,797人 (98.9)
教員数(本務者)	2,395人 (100)	3人 (0.1)	43人 (1.8)	2,349人 (98.0)

文部科学省「令和5年度学校基本調査」

都道府県別の高等課程を置く専修学校数及び生徒数

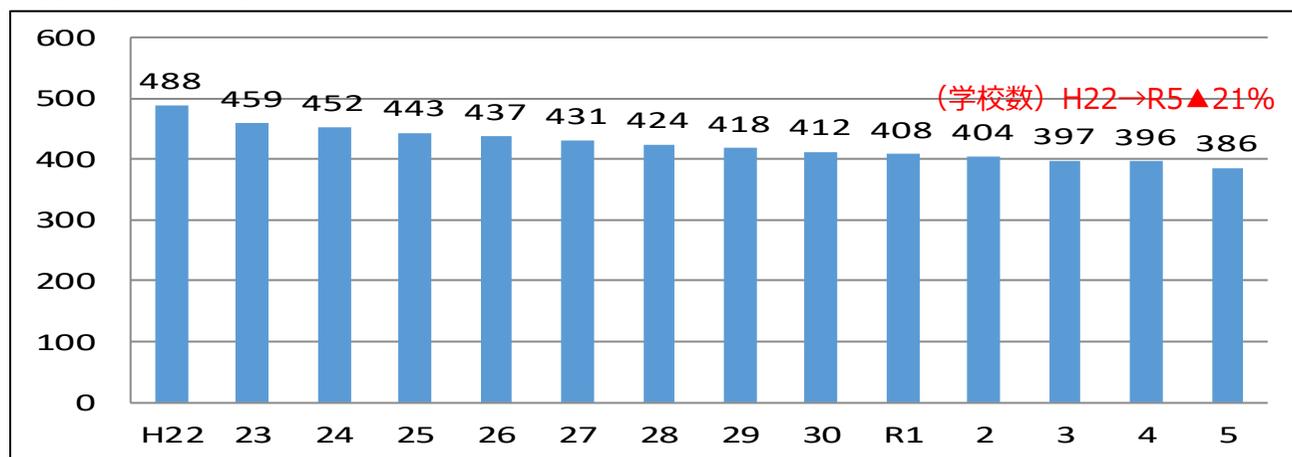


文部科学省「令和5年度学校基本調査」

高等課程を置く専修学校の数、高等課程の入学者数・生徒数の推移

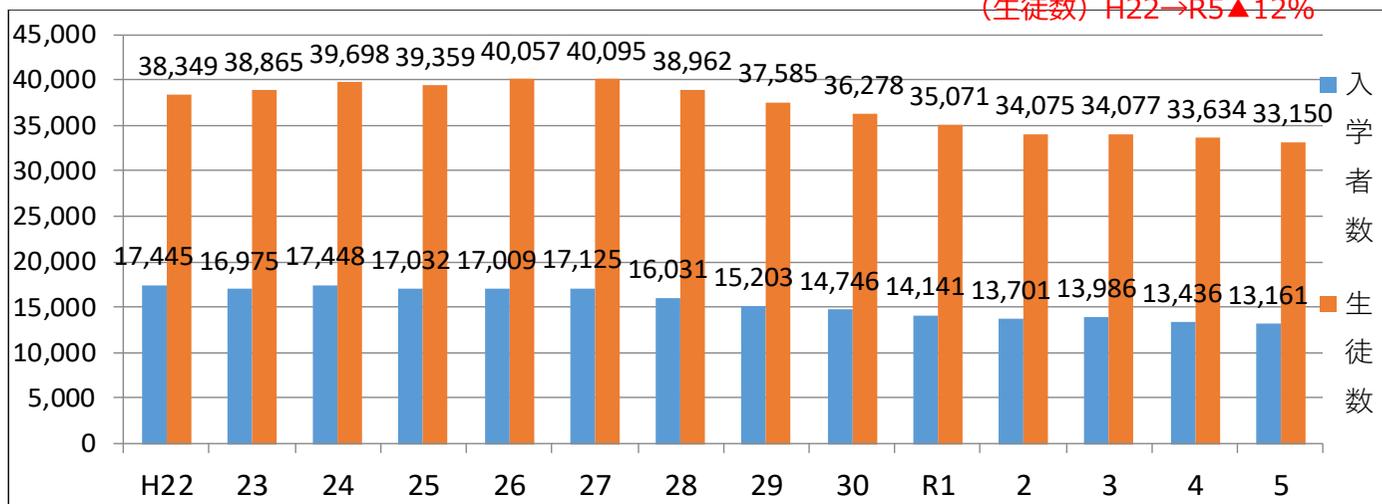
(1) 高等課程を置く専修学校の数の推移

年度	学校数
H22	488
23	459
24	452
25	443
26	437
27	431
28	424
29	418
30	412
R1	408
2	404
3	397
4	396
5	386

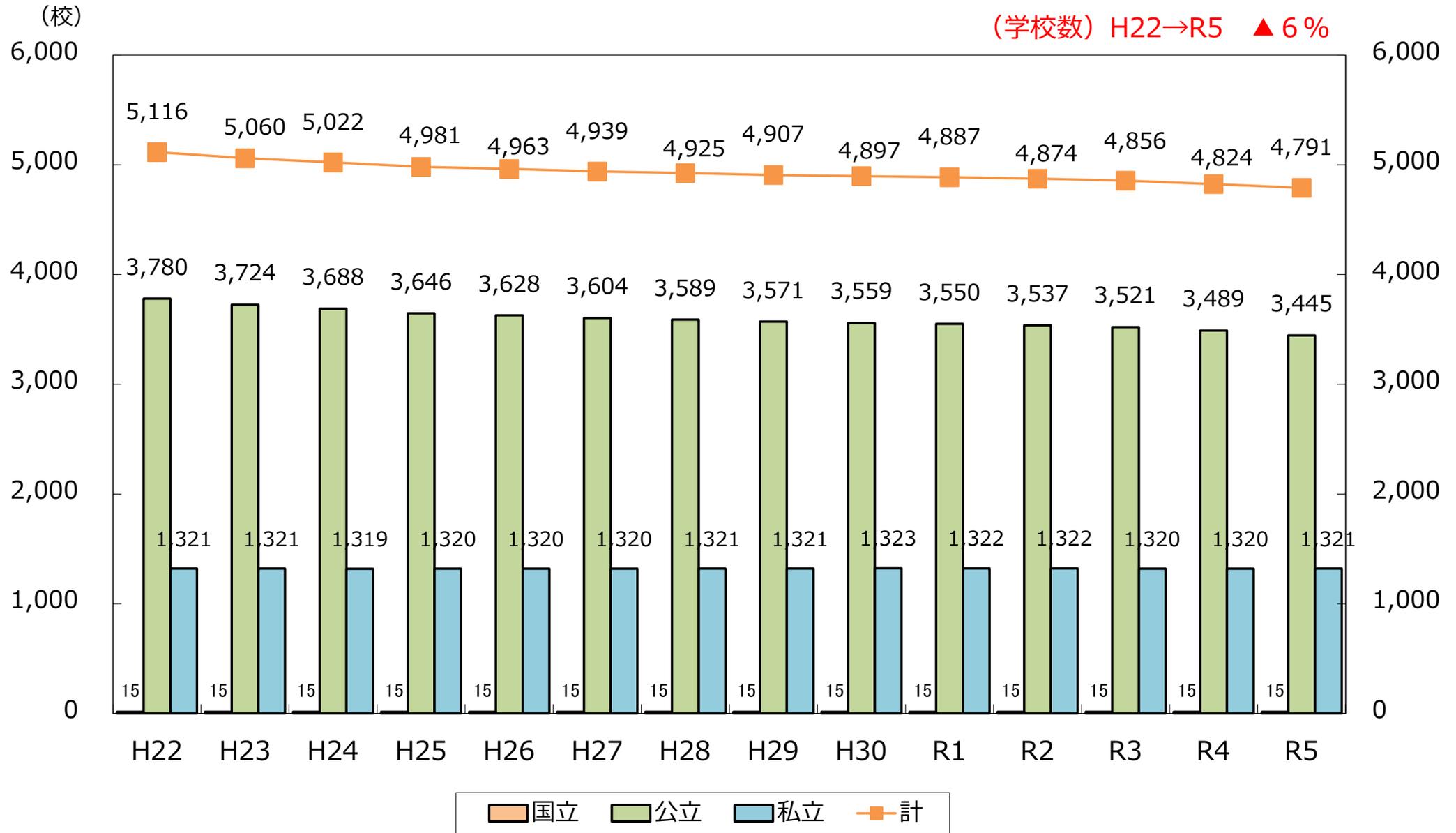


(2) 専修学校高等課程の入学者数・生徒数の推移

年度	入学者数	生徒数
H22	17,445	38,349
23	16,975	38,865
24	17,448	39,698
25	17,032	39,359
26	17,009	40,057
27	17,125	40,095
28	16,031	38,962
29	15,203	37,585
30	14,746	36,278
R1	14,141	35,071
2	13,701	34,075
3	13,986	34,077
4	13,436	33,634
5	13,161	33,150



(参考1)高等学校の学校数の推移



(参考2)高等学校の生徒数の推移

$$\left[\begin{array}{l} \text{高等学校等・高専の進学者(106.6万人(R5))} \\ \text{高校進学率} = \frac{\text{-----}}{\text{中学校等の卒業者(108.0万人(R4))}} = 98.7\% \end{array} \right]$$

(万人)

(生徒数) H22→R5 ▲10%

